

安曇野市給・配水管工事施工基準

(令和4年度6月改訂版)

給水管工事施工基準	1~2
配水管工事施工基準	3~4
給水管取り出し標準図(図1~8)	5~13
市道掘削復旧標準図、本復旧に関する影響幅について(図9~12)	14~17
国・県道掘削復旧標準図(図13~15)(国道19号を除く)	18~20
民地内掘削復旧標準図(図16~18)	21~23
市道舗装本復旧標準図	24~26
管径均等表	27
市と所有者との管理区分	28~34

安曇野市 上下水道部 上水道課

給水管工事施工基準(1)

- ※ DIP・・・ダクタイル鋳鉄管
- ※ HPPE・・・配水用ポリエチレン管
- ※ HIVP・・・耐衝撃硬質塩化ビニール管
- ※ PEP・・・ポリエチレン管(二層管)
- ※ SUS・・・ステンレス管
- ※ WHPPE・・・高密度ポリエチレン管

工 種	構 造 及 び 施 工 方 法	備考 関係条例
給水分岐方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水口径φ40mmまでは、サドル分水で取出しをする。 ・ 配水管が鋳鉄管の場合は、密着銅コアを挿入する。 ・ 給水口径φ30・φ40mmの取出しは第1止水栓(ボール止水)を設置する。 ・ 給水口径φ50mm以上は丁字管(不断水含む)で分岐し、仕切弁を設置する。 ・ 分岐部にマーカerpinを設置する。(別紙マーカerpin設置例参照) ・ 分水サドルはポリスリーブ巻きする。 	図1.2.3.4.5.6
取出し給水管の種類	・ 給水口径φ13mm～40mmは、PEP(二層管)での取り出しが基本。	施行規程第14条 図1.2.3
	・ 給水口径φ50mmは、HPPE・PEP(二層管)。	図4.5
	・ 給水口径φ75mmは、DIP(GX形)・HPPE。	図4.6
	・ φ100mm以上はDIP(GX形)。	
止水栓及び仕切弁	・ 給水口径φ13～25mmまでは停水用止水栓伸縮型ビス交換式	施行規程第14条
	・ 給水口径φ30～40mmまでは第1ボール止水栓→停水用止水栓伸縮型(丸ハンドル)	図1.2.3
	・ 給水口径φ50mmは仕切弁(ソフトシール)→停水用止水栓(丸ハンドル)	図4.5
	・ 給水口径φ75mm以上は仕切弁(ソフトシール)	図4.6
止水栓設置場所	・ 官民界より1m以内	図1.2
止水栓筐	・ 鋳鉄製(安曇野市型・回転式・口径表示プレート取付可) H=500～700	図.2.3
量水器設置場所	・ 建物の外で敷地内または止水栓に近い位置、量水器の点検・取替作業が容易にできる場所で且つ衛生的で損傷のおそれのない場所。	施行規程第19条 図1.2.3.4.5.6
	・ 量水器の位置は、原則として官民界から1m以内とする(給水管取出し標準図参照)。	
	※量水器は、原則として1建造物に1個とする。ただし市長が認めた場合1建造物に2個以上の量水器を設置することができる。(市長が認めた場合：共同住宅等)	施行規程第20条
量水器筐種類	φ13mm～30mm用=蓋、枠全防寒(表示プレートへ業者名記入)	安曇野市基準
	・ φ13mm～20mm用H=407	
	・ φ25mm～30mm用H=450	
	・ φ30～40mm用 341×702×600 H=600	
	・ φ50mm用 702×702×600 H=600	
	・ φ75～100mm用 702×1053×600・702×1404×600 H=600	
量水器二次側管種及び接続(メーターボックスまわり)	・ φ13～25mm(量水器)→ステンレスフレキ・PEP・HIVP	図1.
	・ φ30～50mm(量水器)→ステンレスフレキ・PEP・HIVP・HPPE	図2
	・ φ75mm以上(量水器)→HIVP・HPPE・DIP	図4.5.6
	※量水器の二次側(メーターボックスまわり以降)については個人の財産(管理)につき管材の指定は特にしない。	
給水管埋設深	公道内は管上1m以上、宅地内は60cm以上とする。	施行規程第13条 図1.2.3.4.5.6
水圧試験	・ 1.75MPa(1分間静止し水圧が落下しない。)ただし冬期間(11月～3月まで)は写真により検査する	
その他	・ 量水器周りについては、検満時に量水器本体を回さなくても交換が可能な配管を行う。	片落管等
	・ 集合住宅を除く量水器一次側からの給水分岐は禁止。同一敷地内に複数量水器を設置する場合、敷地の任意分割が分筆が必要。 ・ 量水器は市から貸与しており、凍結等で損傷した場合は、保管者(施主)に損害額の請求をする。 施工業者は、冬場の凍結防止処置について保管者(施主)に十分に説明を行うこと。	条例第18条

給水管工事施工基準(2)

工 種	構 造 及 び 施 工 方 法	備 考 関 係 条 例
給水工事、負担金工事及び分譲地等給水・配水管工事取扱について（参照）		
高層住宅への給水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2階建まで直接給水可能、3階建以上の直接給水は不可。 ・ 3階建以上の給水方法→貯水槽（受水槽）を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規程第8条 第4項
貯水槽の設置事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 著しく多量の水を一時的に使用する箇所、高層建築物、工場、事務所・飲食店等及び緊急断水時等に水の使用を必要とする使用者 ※ 貯水槽の吐水口の逆止弁から給水用具までの管理（水質の保全も含む）は当該貯水槽の設置者が管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市共同住宅等への給水取扱要綱 図.7-1.7-2.8
集中検針に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 3階建以上の共同住宅等で、受水槽設置による給水。 ② 複数の独立した入居室を有するものであること。 ③ 店舗、事務所等の家事用以外の用途を併設してないこと。 ④ 入居している世帯ごとに量水器の点検を行う必要がある。 ⑤ 市長と入居者が、共同住宅等の給水装置の適用に関する契約を締結し、集中検針盤を設置する。 ※ 詳細については上下水道部経営管理課と協議を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規程第17条 図7-1. 7-2 ・ 市共同住宅等への給水取扱要綱 ・ 分担金等の徴収に関する条例
開発行為に伴う給・配水管工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為の当該箇所に配水管が無く、給水を受けたい場合には、開発行為給水・配水管工事申請書により資格業者で施工できる。しゅん工後に市上水道へ寄付。（上水道課協議） ※資格業者：安曇野市指定工事店 開発行為給水・配水管工事申請書 ※添付書類 位置図・平面図・設計書・配管図・使用材料承認図・開発行為の写）・ 担当者氏名、連絡先を明記の上、作業員（主任技術者）の資格者証（土木施工管理技士、管工事施工管理技士）の写し、その他上水道課が必要とする事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為給水、配水管工事に関する規程 様式第1・2号 様式第3・4号 様式第5・6号 ・ 竣工時に公図提出
負担金工事 （公道内に限る）	<p>給水申込箇所の前面道路内に配水管が布設されていない場合、当該箇所に配水管を布設するため、上水道工事費の一部に充てるため、申込者から工事負担金を徴収する。</p> <p>※工事負担金納入後市の発注において増径して工事を行う。</p> <p>※配水（給水）管布設までの手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 上水道配水（給水）管布設工事申込書（申請者→市） ② 上水道配水（給水）布設工事負担金額通知書（市→申請者） ③ 上水道配水（給水）布設工事負担金額承諾書（申請者→市） ④ 工事予納金納付書の発行（概算負担金額の80%が予納金）（市→申請者） ⑤ 工事予納金の納入（申請者→市又は金融機関） ※金融機関へ納付の場合、市に領収報告が届くまで期間を要します。急ぎの場合は領収書のコピーを提出してください。） ⑥ 工事予納金の入金確認後、工事発注及び施工（市）→工事しゅん工（しゅん工検査）→ ⑦ 上水道（配水）給水管布設工事負担金精算通知書及び申込人精算負担金額納付書の発行（市→申請者） ⑧ 精算負担金の納入（申請者→市又は金融機関） <p>※工事負担金の算出基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、地方公共団体等地方税法第72条に規定されている者及び宅地建物取引業者が施工する2戸以上の建物に布設する場合、量水器の口径が25mm以上の場合、別荘、別に市長が必要と認めた場合 →全額徴収 ・ 新築1戸の場合 20m以下は工事費の3割を申込者より徴収する。 20mを超える場合は20mの3割の工事費と残りの距離の工事費の合計を徴収する。 ★舗装道路の場合は舗装本復旧費は負担金に含む。 	<ul style="list-style-type: none"> 施行規程第8条 ・ 分担金等の徴収に関する条例
官民の管理区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附採納願により市に移管した（給水条例施工規程第5条）給水装置であって、民地内の第一止水においては水道事業により管理する。ただし、市営共同住宅においては第二止水までとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工基準ページ28 ～ページ34まで参照

配水管工事施工基準(1)

- ※ DIP・・・ダクタイル鋳鉄管
- ※ HPPE・・・配水用ポリエチレン管
- ※ HIVP・・・耐衝撃硬質塩化ビニール管
- ※ PEP・・・ポリエチレン管(二層管)
- ※ SUS・・・ステンレス管
- ※ WHPPE・・・高密度ポリエチレン管

工種	構造及び施工方法	備考 関係条例
配水管の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・口径φ40mm以下は、PEP(二層管)及びHIVP、SUS。 ・口径φ50mmは、HPPE、SUS。 ・口径φ75mm以上は、DIP(GX形)及びHPPE(WE等含む)。 ・口径φ100mm以上は、DIP(GX形)。 	安曇野市施工基準 特記仕様書
配水管の分岐	<ul style="list-style-type: none"> ・不断水分岐を採用。分岐部はK形受口とし、特殊押輪を使用する。変換部材はHPPEとする。 ・HIVP及びHPPEからの分岐の場合、分岐部はフツヅ' 接合とし、接合部はフツヅ' 接合強具を使用する。 ・鋳鉄管の際は、割T字管にステンレスコア挿入する。 ・竣工書類提出の際に、不断水工事施工時の切片の写真を添付する(切片へ日時の記入を行うこと)。 	
鋳鉄管	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリスリーブ巻き 	〃
接合方法	<ul style="list-style-type: none"> ・日本ダクタイル鉄管協会接合要領による。 ・切管部分の接合は錆止剤を使用する(塗布タイプ) ・滑材はDIP用を使用すること。 	〃
HPPE・WE等	<ul style="list-style-type: none"> ・口径50mm～200mm 	〃
接合方法	<ul style="list-style-type: none"> ・配水用ポリエチレンパイプシステム協会接合要領による。 	〃
仕切弁	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトシール仕切弁(右開・左閉) 	〃
仕切弁筐 (BOX)	<ul style="list-style-type: none"> ・鋳鉄製、ねじ式上下動可 蓋・上部枠・下部枠構造 ・口径表示プレートが取付可 	〃
地上式消火栓	<ul style="list-style-type: none"> ・内面粉体塗装・単口・排水・回転打倒式(副弁設置) ・空気弁付・・・協議 	〃
地下式消火栓	<ul style="list-style-type: none"> ・内面粉体塗装・単口・空気弁付(補修弁設置) 	〃
空気弁	<ul style="list-style-type: none"> ・急速型空気弁(複合機能付) 	〃
地下式消火栓 及び空気弁BOX	<ul style="list-style-type: none"> ・角型レジンコンクリート製ボックス ・消火栓鉄蓋・レジンコンクリート3段積み重ね式 H=250×3段+鉄蓋 ・空気弁鉄蓋・レジンコンクリート2段積み重ね式 H=250×2段+鉄蓋 ※新設設置の場合は当初から調整枠(3cm)を組入て設置する。・・・後々高さ調整ができる 	〃
減圧弁	<ul style="list-style-type: none"> ・日水協規格適合品 	〃
管明示シート	セフティ・サブライン(ダブル) 【配水管】青地白字・・・国道・県道 W=400mm 市道W=150mm 【給水管】青地白字・・・市道W=75mm 【導・送水管】白地黒字・・・国道・県道 W=400mm 市道W=150mm	〃
管明示テープ	鋳鉄管 50mm 配水ポリ・塩ビ管用 30mm ※管長4m以下 3箇所/本 5m～6m以下4箇所/本 胴巻きテープは1回半巻きを標準とする。	〃
マーカージン	T字管・曲管・サドル部分等に埋設する。なお、直管が長い箇所は20m毎に埋設する。 ・分岐部にマーカージンを設置する。(別紙マーカージン設置例参照)	〃
水圧試験	<ul style="list-style-type: none"> ・1.0MPa(10分間静止し水圧が落下しない。) 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為に伴う給・配水工事の添付書類(作業員の資格証)について ・配水本管不断水分岐する場合・・・不断水工施工受講証 ・配水管工事を施工する場合・・・ポリテック受講証(HPPE) 耐震接承受講証(DIP) ・埋設地が私有地(位置指定道路含む)の場合は、寄附により市水道事業が維持管理することになる本管について地役権設定契約締結後に地役権を設定する。 なお、登記に係る経費は、開発者が負担すること。 	

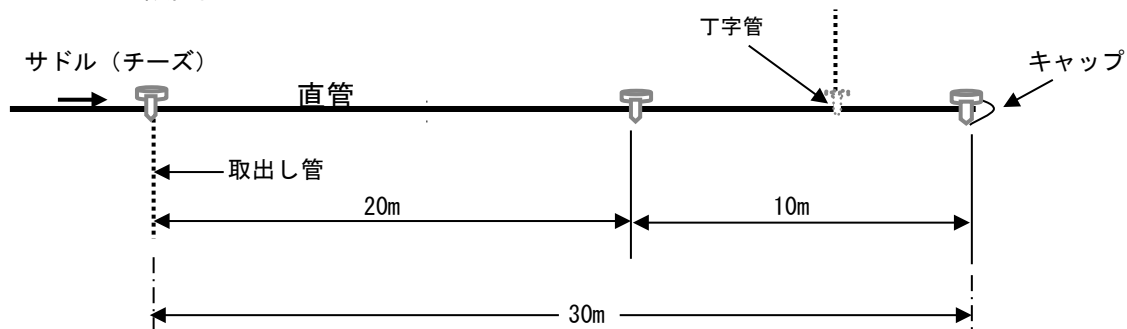
配水管工事施工基準 (2)

(マーカerpin)

GLより60cm (埋設シート・セフティラインに挿す) 図1~図14参照
 施工管理の徹底をお願いしたい。(特に下水道関連工事)

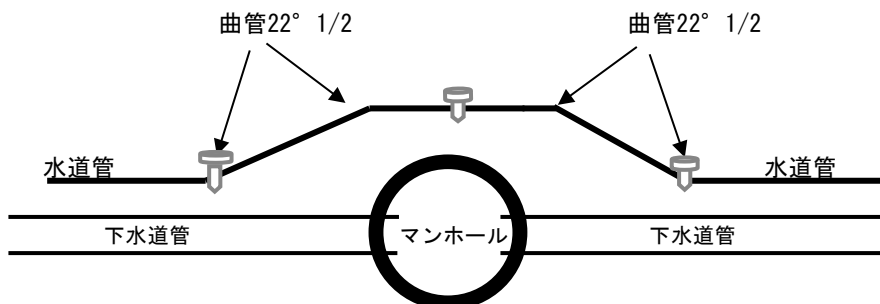
 : マーカー

① マーカーピン設置例



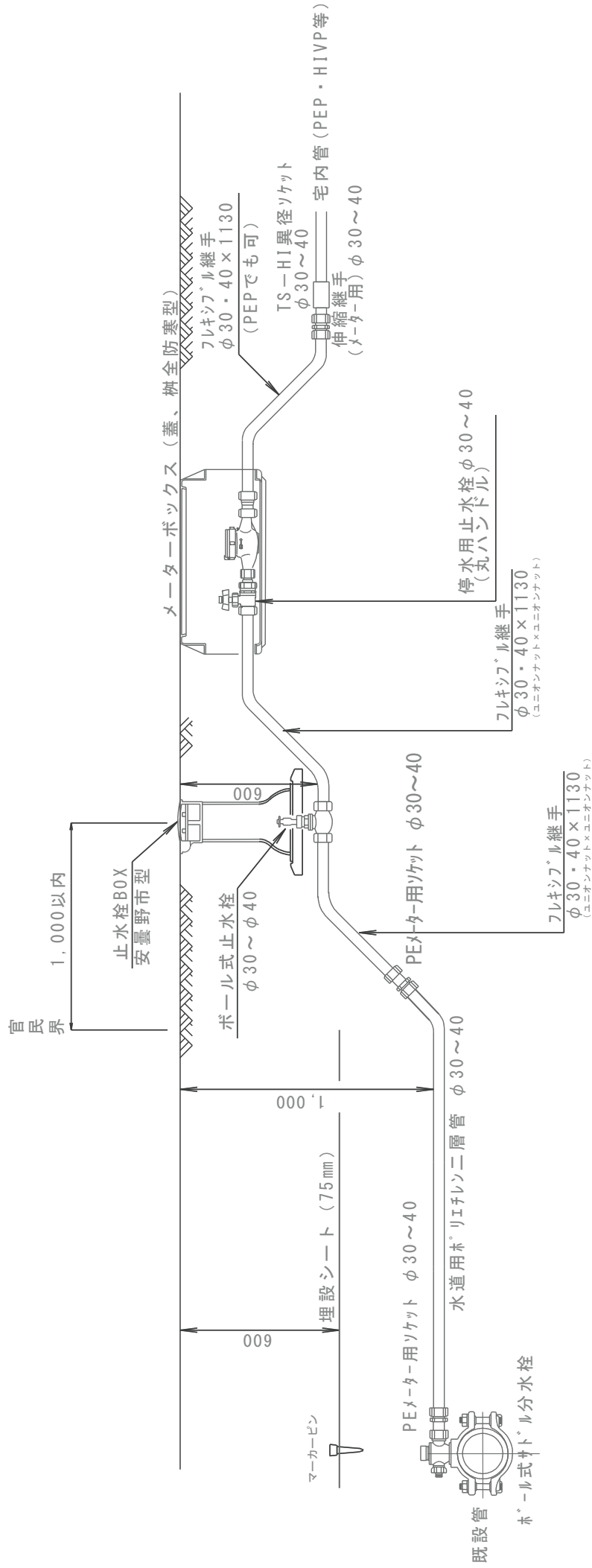
② マンホール等構造物きり廻し 3箇所設置。

※曲管は基本的に 22° 1/2を使用



給水管取り出し標準断面図

(量水器 φ30～40の場合)

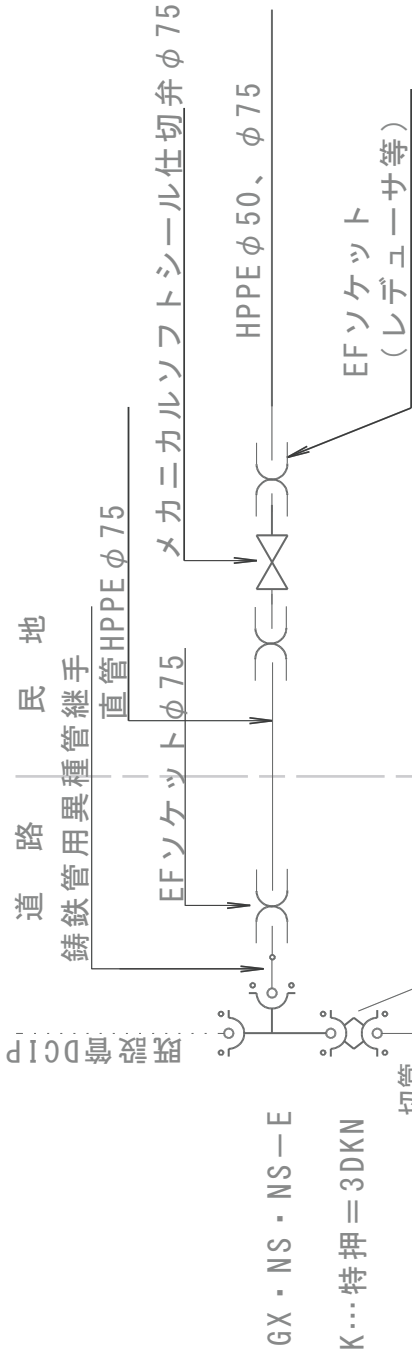


- ※ 取水口における位置は、他の給水装置の取水口から30cm以上離隔をとる。
- ※ 取り出し管がダクタイル鑄鉄管の場合は、密着銅コアを取り付ける。
- ※ サドル分水栓はポリスリーブ巻きを行う。

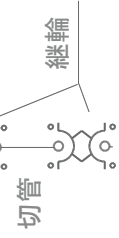
給水管取り出し標準断面図

φ 50 ・ φ 75以上

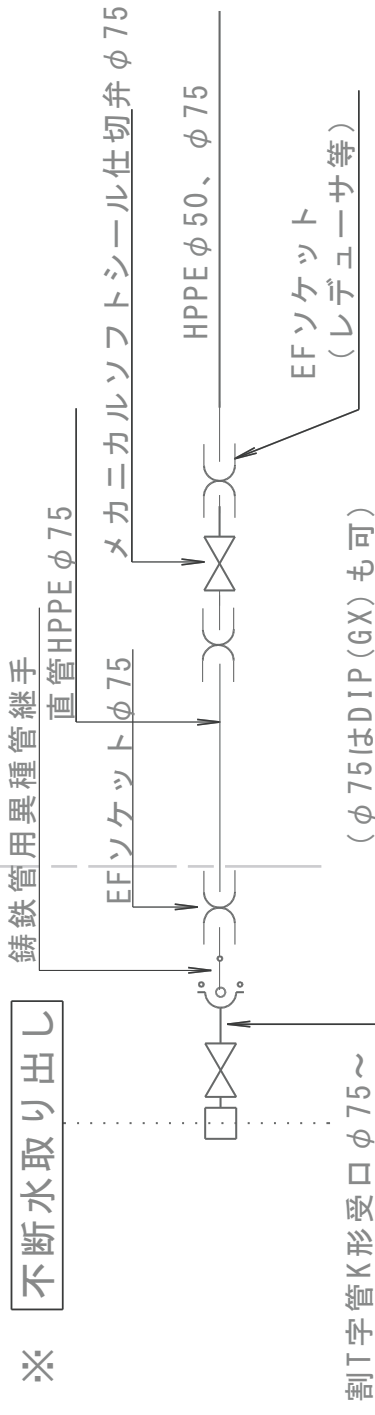
※ T字管取り出し



GX・NS・NS-E
K…特押=3DKN



※ 不排水取り出し

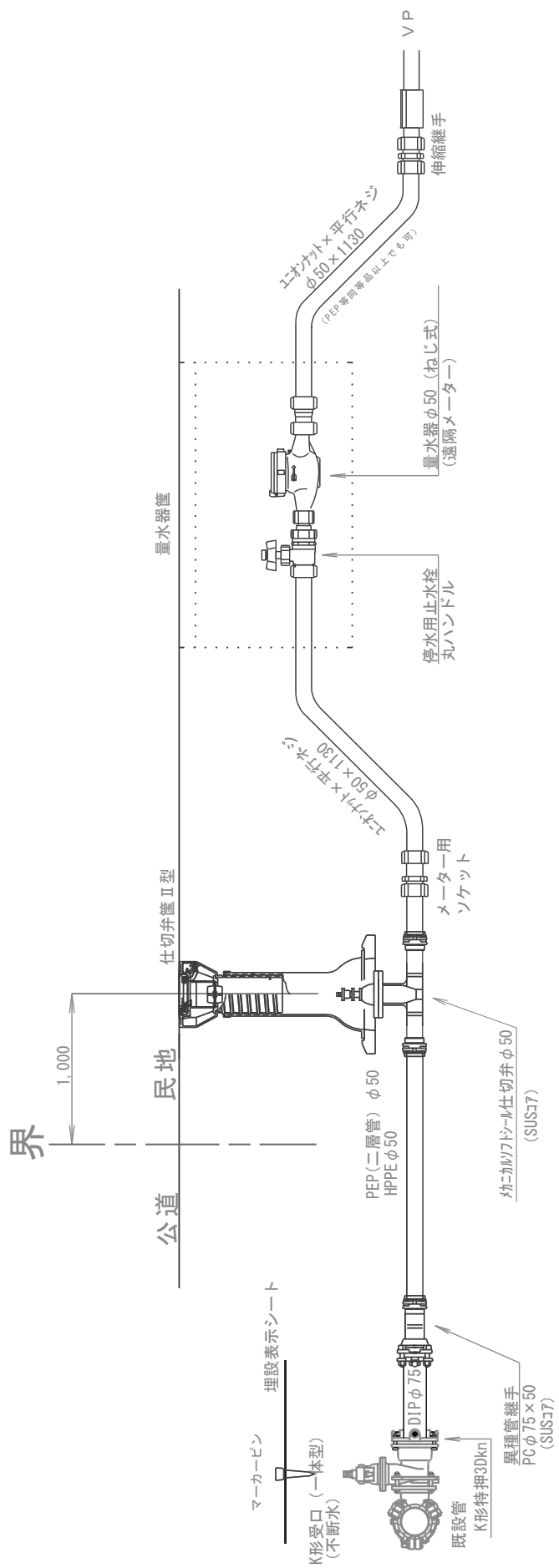


割T字管K形受口φ75～
(もしくは耐震型)
(フランジタイプは不可)

(φ75はDIP(GX)も可)

給水管取出し標準断面図 φ50mm

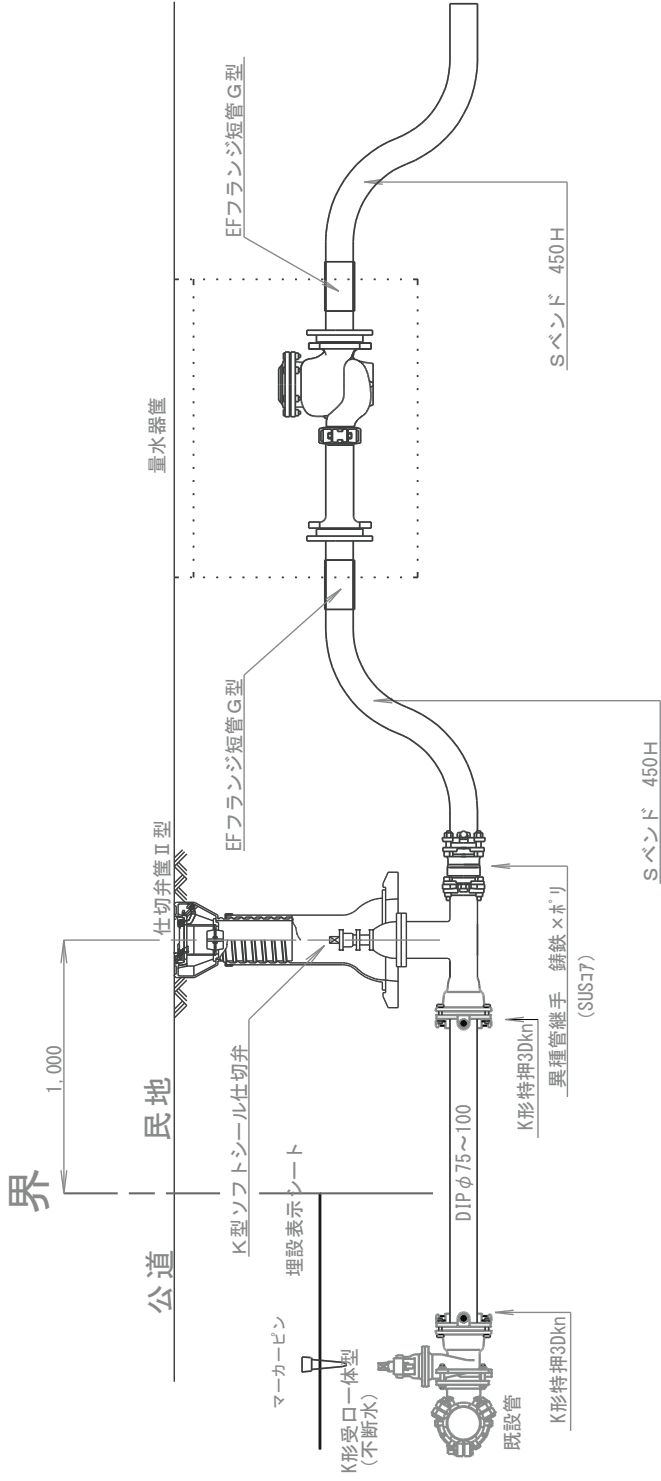
図5



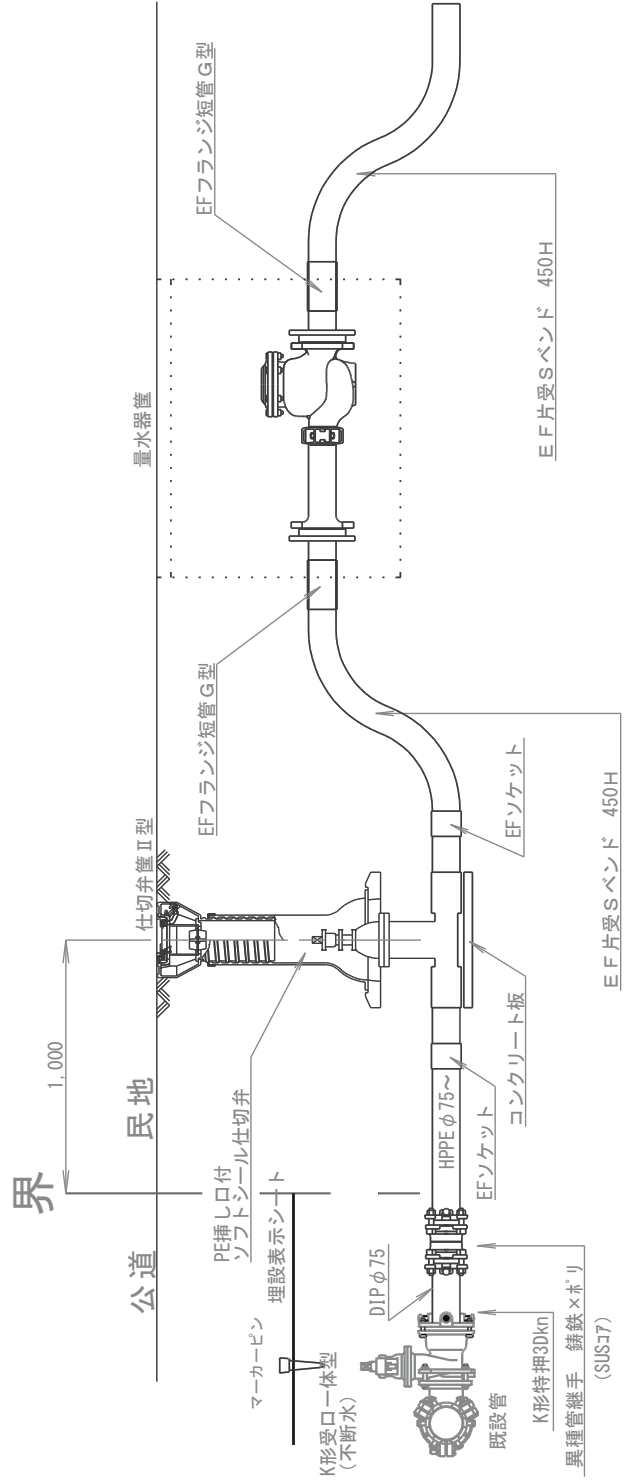
※DIP - HPPEの最小切管長は0.8m以上とする。

給水管取出し標準断面図φ75mm～

図6



※DIP・HPPEの最小切管長は0.8m以上とする。

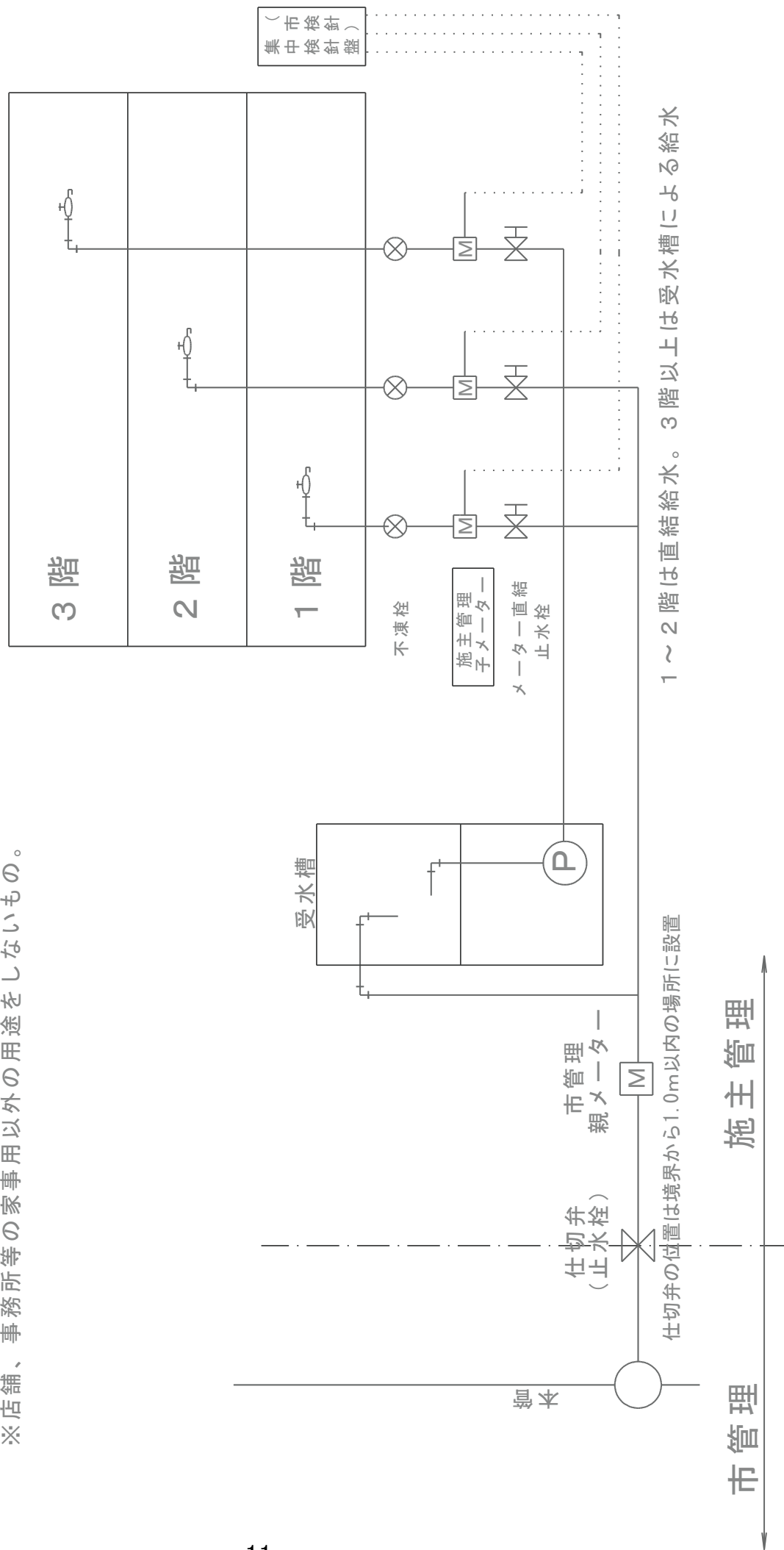


共同住宅給水装置施工例－1 (子メーター検針(集中検針))

図7-1

注：親メーターの分担金は徴収しない。
子メーターの分担金を徴収する。

- ※3階以上の共同住宅で3階以上の階は受水槽設置による給水。
- ※複数独立した入居者を有する。
- ※店舗、事務所等の家事用以外の用途をしないもの。

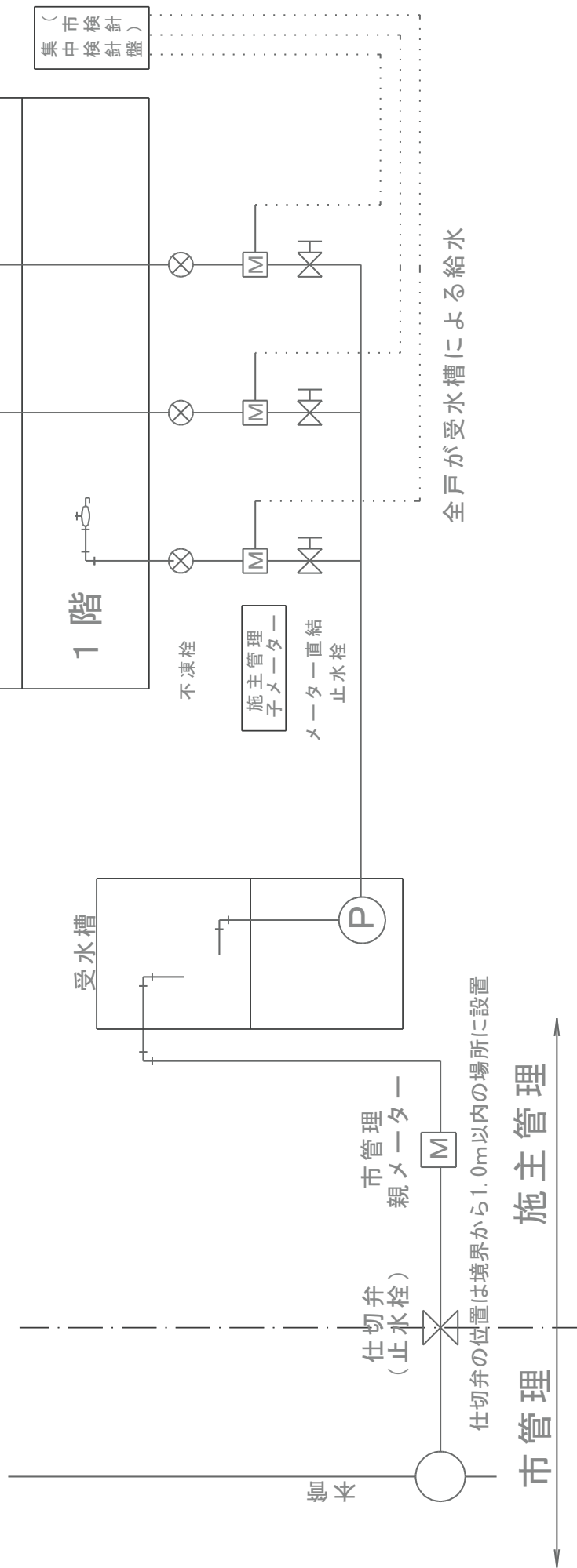


共同住宅給水装置施工例－2 (子メーター検針(集中検針))

図7-2

注：親メーターの分担金は徴収しない。
子メーターの分担金を徴収する。

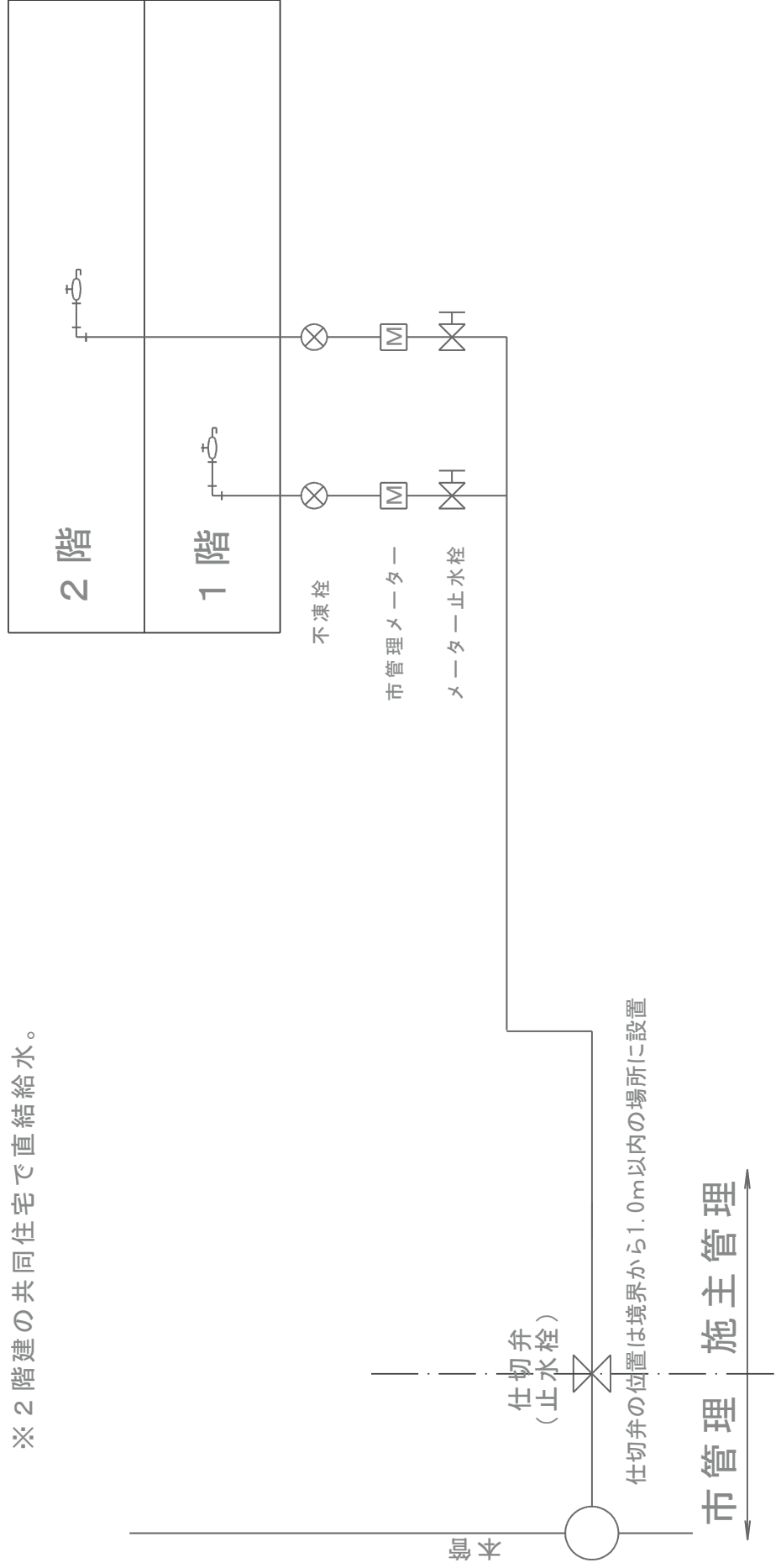
- ※3階以上の共同住宅で全戸が受水槽設置による給水。
- ※複数独立した入居者を有する。
- ※店舗、事務所等の家事用以外の用途をしないもの。



共同住宅給水装置施工例－3 (市メーター検針)

図 8

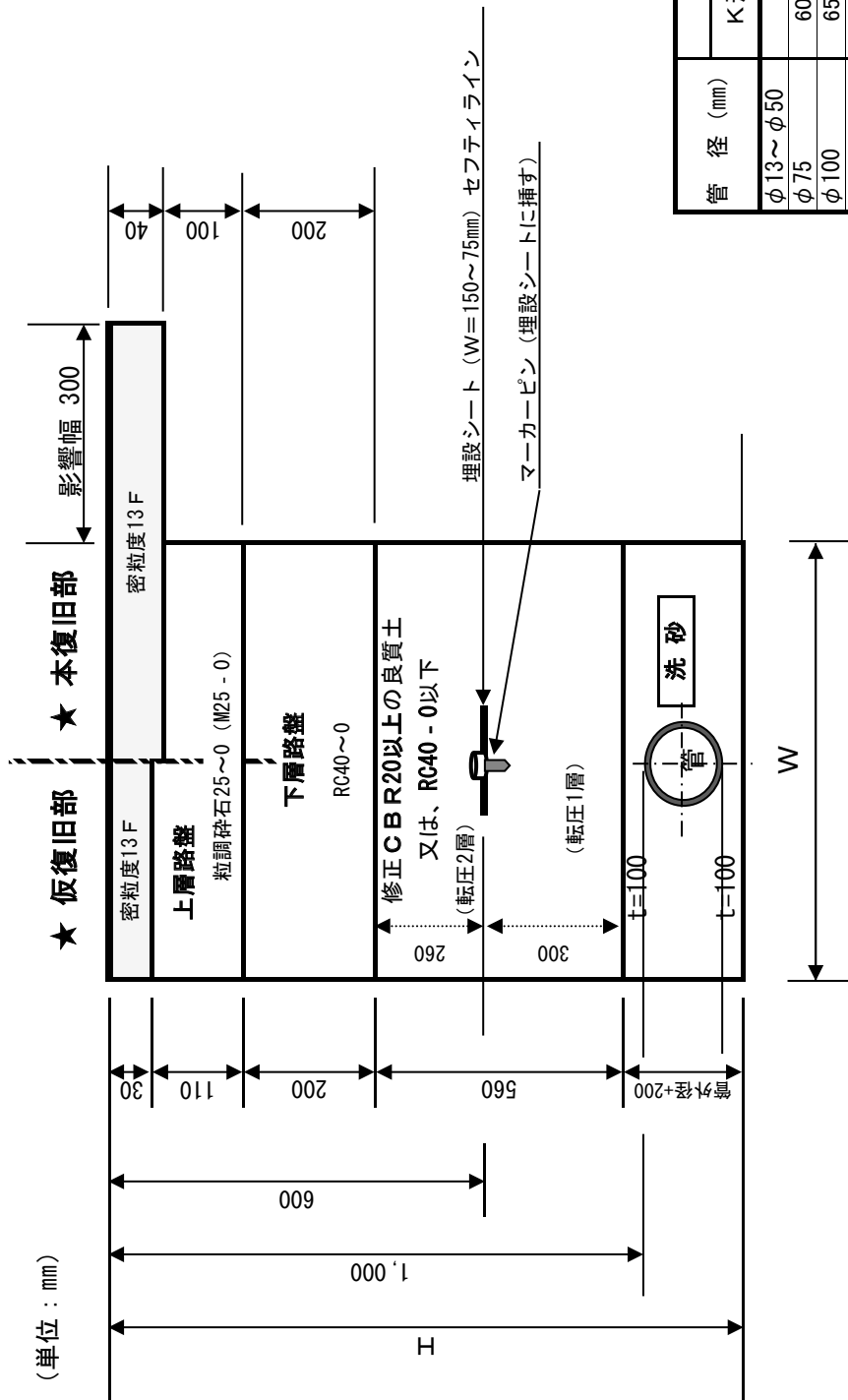
※ 2階建の共同住宅で直結給水。



市道掘削復旧標準図 1 (掘削する道路の舗装幅員 4 m未満)

図 9

※安曇野市 都市建設部 「市道掘削の復旧に関する内規」 参照



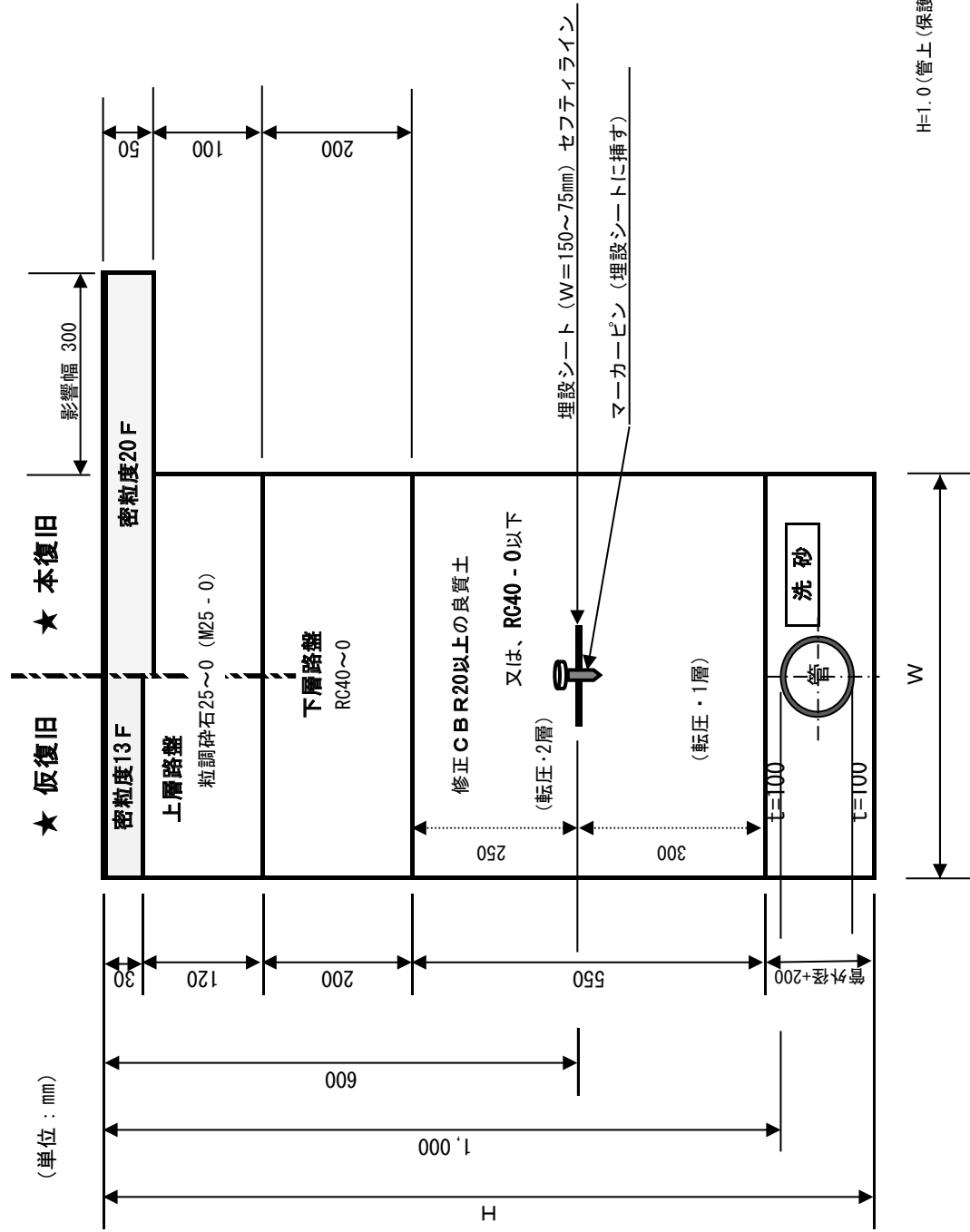
要約

1. 市道を掘削する場合は事前に**道路管理者の許可**を受け、工事完了後は管理者の指示通り原形に復旧する。
2. 舗装新設、舗装打ち換え後**5年間**は掘削を原則として許可しない。コンクリート舗装は**7年**、歩道は**3年**とする。
3. 要約2に該当する道路を掘削する場合は、道路管理者と協議する。**5年未満のアスファルト舗装道路**を掘削した場合、掘削幅より前後**3m**ずつ延長を影響幅とし全面復旧を行う。
掘削幅より前後**30cm**、平坦性±**5mm**以内)
4. 工事における舗装復旧工事完了後、掘削箇所を仮復旧し**3ヶ月**経過後**6ヶ月**以内に速やかに本復旧を行う。
(仮復旧幅+前後**30cm**、平坦性±**5mm**以内)
5. 路線により路盤構成が異なる場合は管理者の指示に従う。
6. 現状にある区画線が掘削によって消えた場合は、仮復旧においても原形復旧を行う。

管径 (mm)	掘削幅 W (mm)			
	K形	G X形	N S形	V P
φ13~φ50				600
φ75	600	600	600	600
φ100	650	600	650	600
φ150	700	600	700	600
φ200	750	600	750	600
φ250	800	650	800	
φ300	850	700	850	
φ350	900		900	
φ400	950		950	

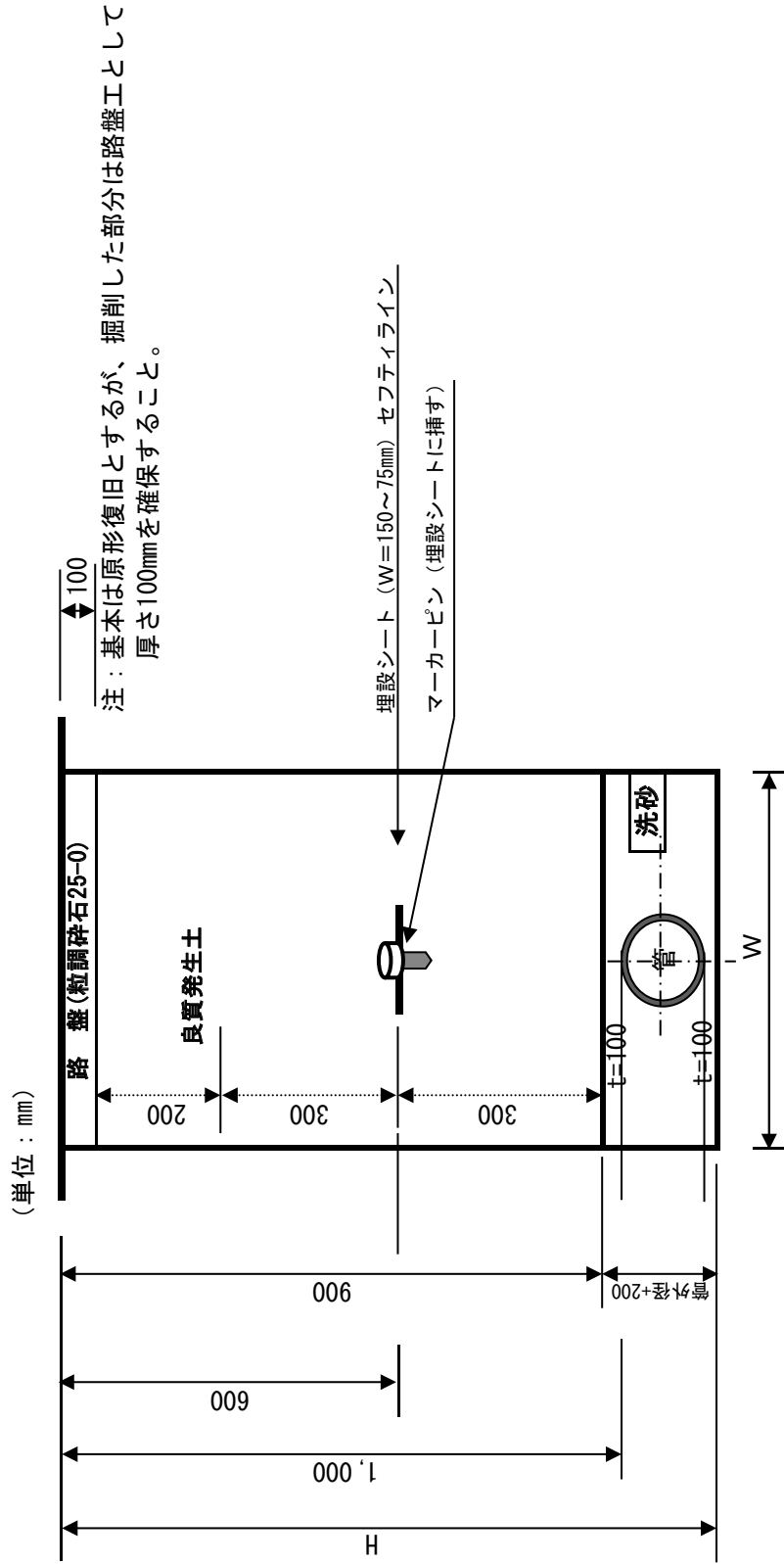
※掘削深については、管種・管径で数値に変更となる。
H=1.0(管上(保護砂0.1含む))+管外径+0.1(保護砂)=1.1m+管外径

市道掘削復旧標準図 2 (掘削する道路の舗装幅員 4 m以上)



市道掘削復旧標準図 3 (砂利道)

図11



注：基本は原形復旧とするが、掘削した部分は路盤工として
厚さ100mmを確保すること。

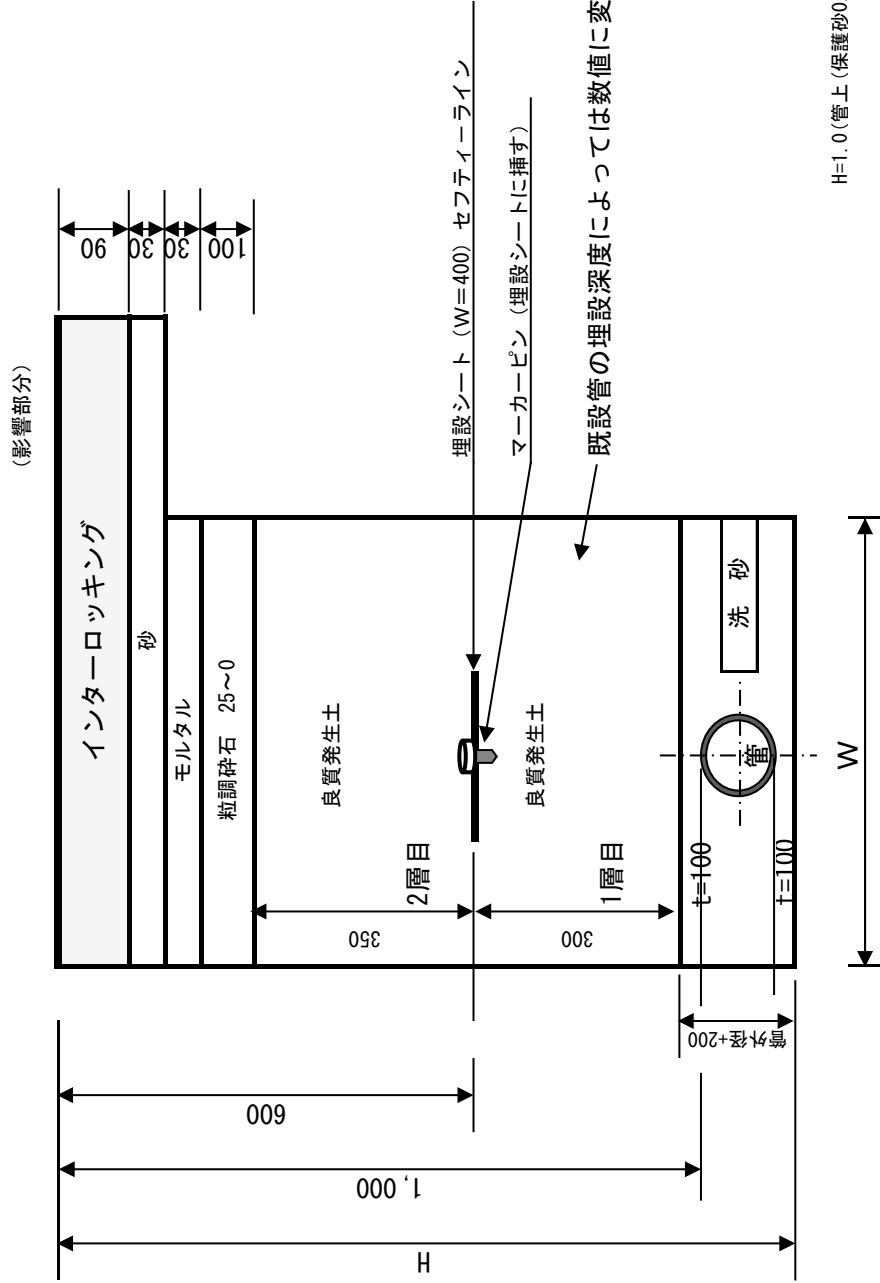
H=1.0(管上(保護砂0.1含む)+管外径+0.1(保護砂)=1.1±管外径

図12

市道掘削標準図 4 (歩道部 インターロッキング)

(単位 : mm)

本復旧



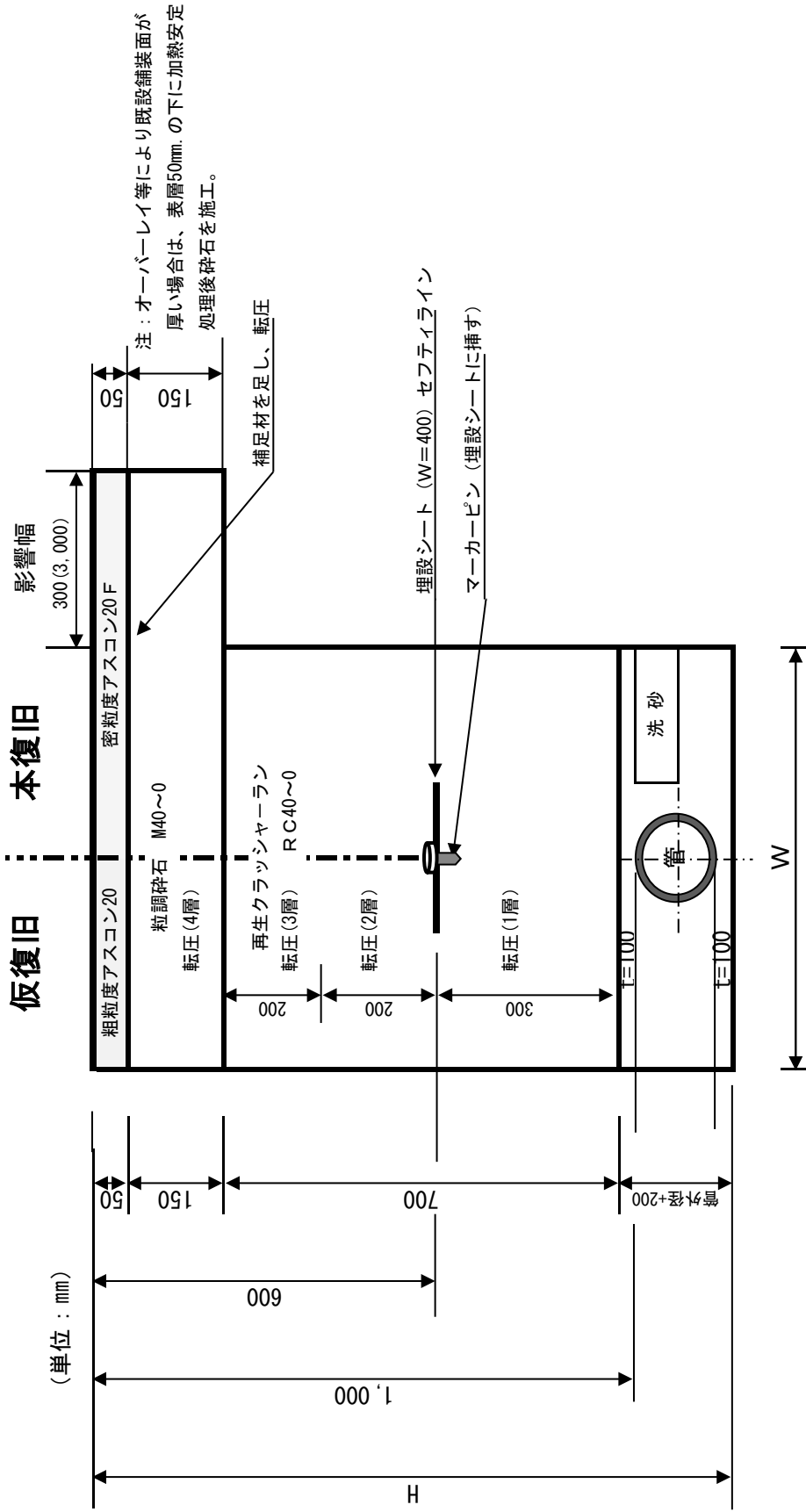
$H=1.0(\text{管上(保護砂}0.1\text{含む)})+\text{管外径}+0.1(\text{保護砂})=1.1\text{m}+\text{管外径}$

県道掘削復旧標準図 1 (車道部 舗装 ・ A 交通)

図13

※ 長野県土木部「道路占用基準」及び、道路復旧方法参照

★車道部
A交通 : B交通以外



- ★ 本復旧・・・仮復旧後6ヶ月経過後に本復旧
- ★ 掘削制限期間5年間

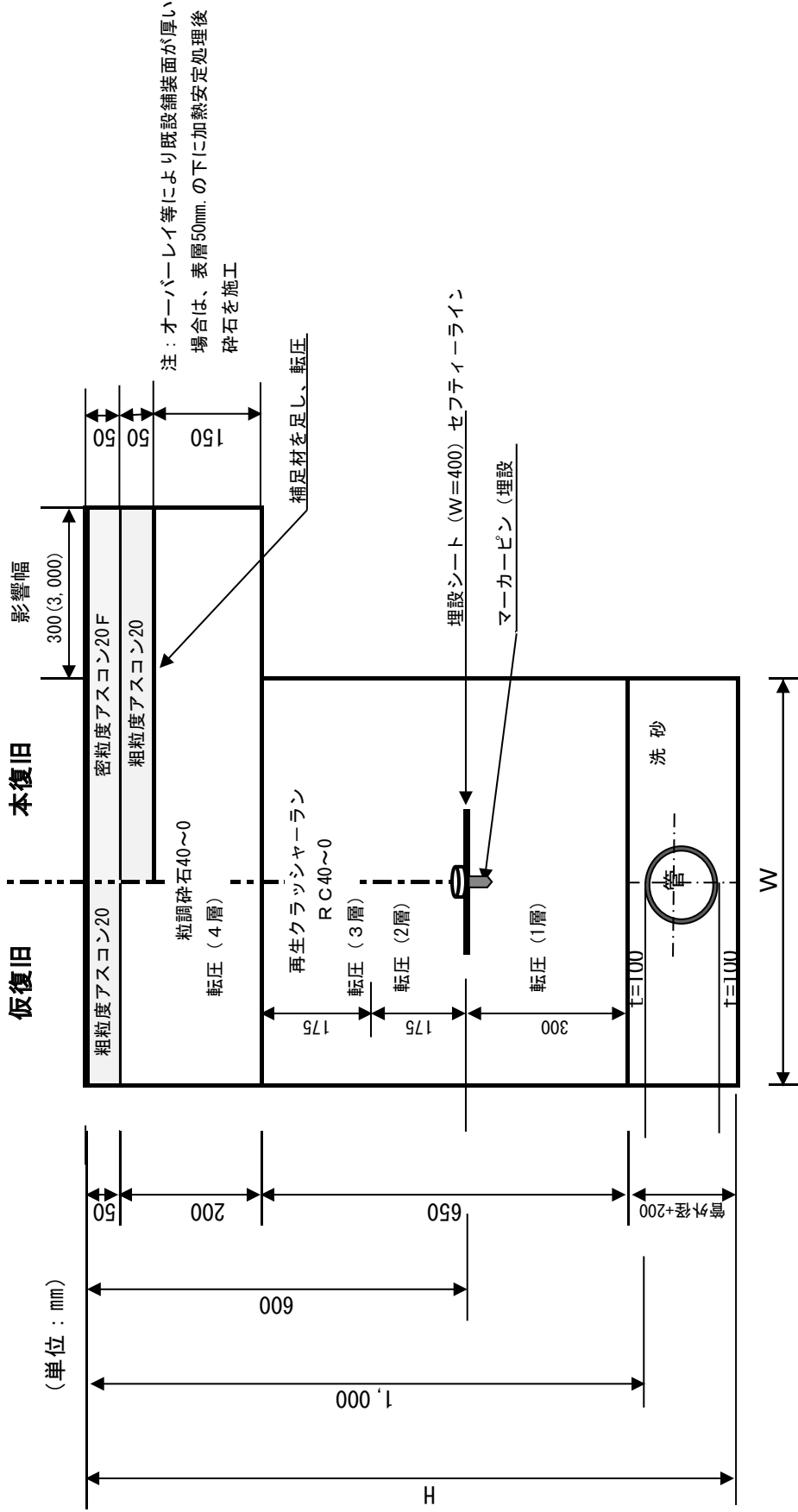
国道掘削復旧標準図 2 (車道部 舗装 ・ B交通)

図14

※ 長野県土木部「道路占用基準」及び、道路復旧方法参照

★車道部

B交通 : 国道147号・県道柏矢町停車場線
 梓橋田沢停車場線・穂高停車場線
 有明大町線 (堤防道路)
 中堀一日市場停車場線・塩尻鍋割樋高線

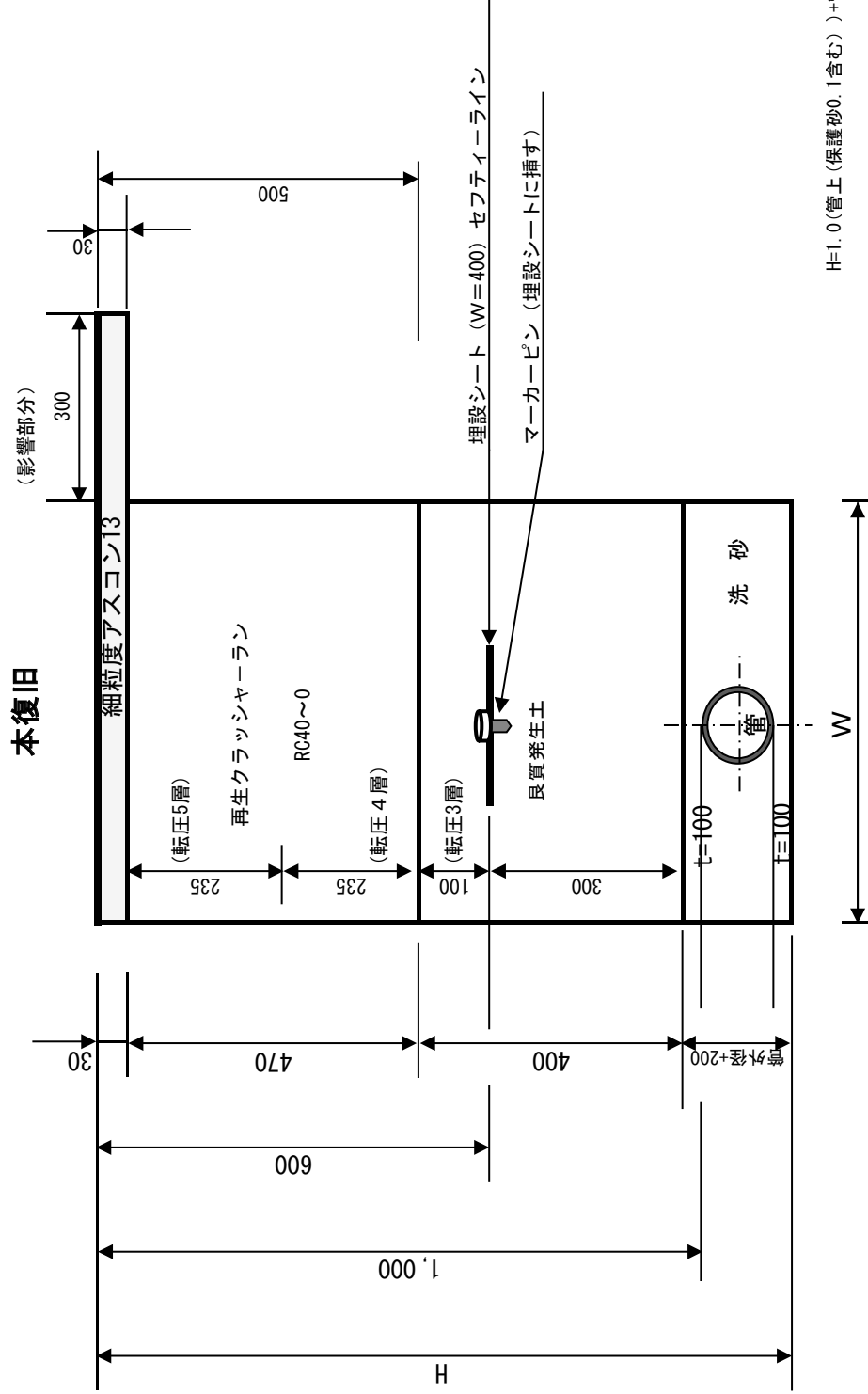


★ 本復旧・・・仮復旧、6ヶ月以上経過後施工
 ★ 掘削制限期間5年間

国・県道掘削標準図 3 (歩道部 舗装)

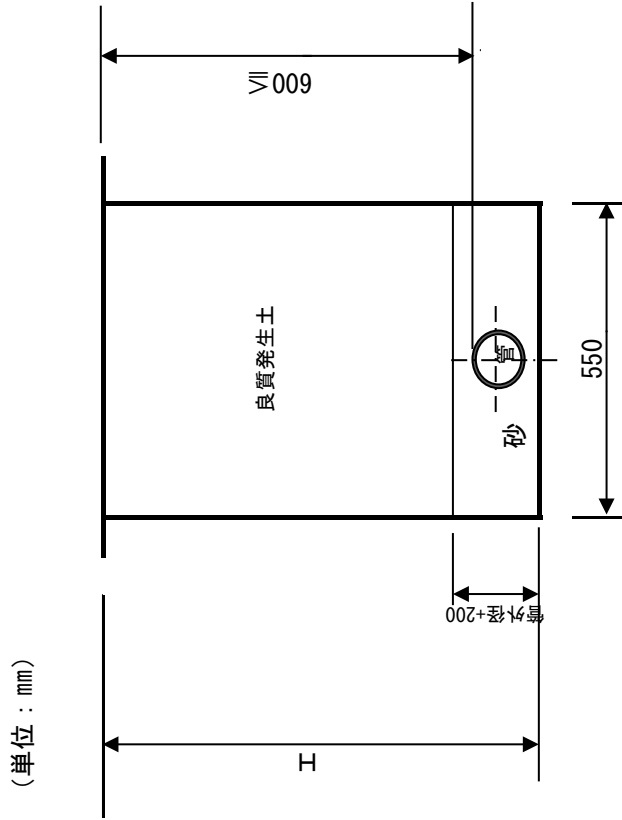
※基本的には埋め戻し後、舗装仮復旧はしないで本復旧を行う。

(単位：mm)



民地内

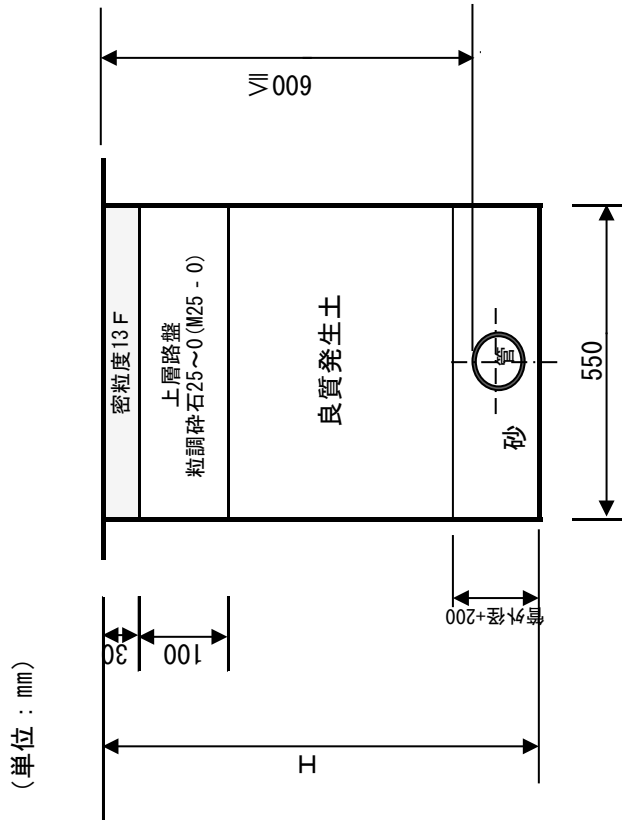
图16



$H=1.0(\text{管上(保護砂}0.1\text{含む)})+\text{管外径}+0.1(\text{保護砂})=1.1\text{m}+\text{管外径}$

民地内 (As)

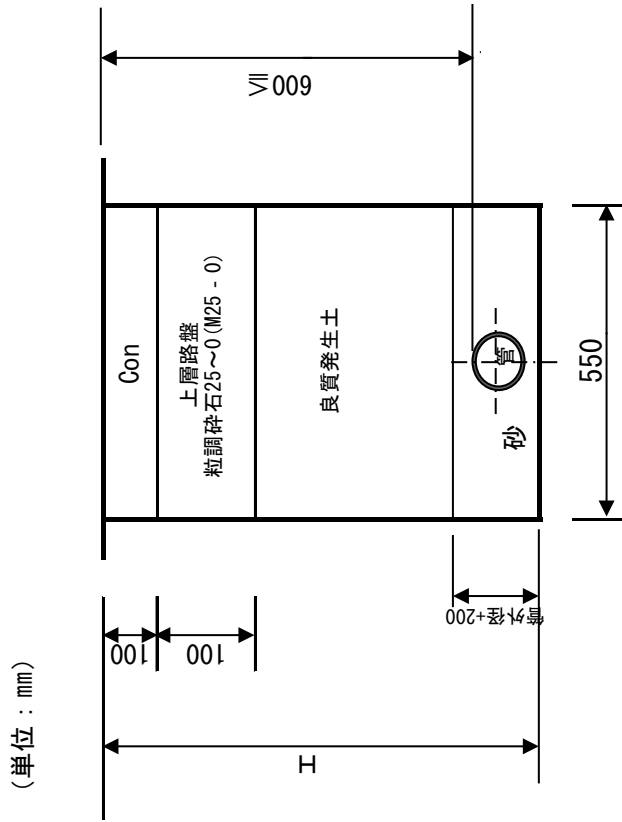
図17



H=1.0(管上(保護砂0.1含む)+管外径+0.1(保護砂)=1.1m+管外径

民地内 (Con)

图18

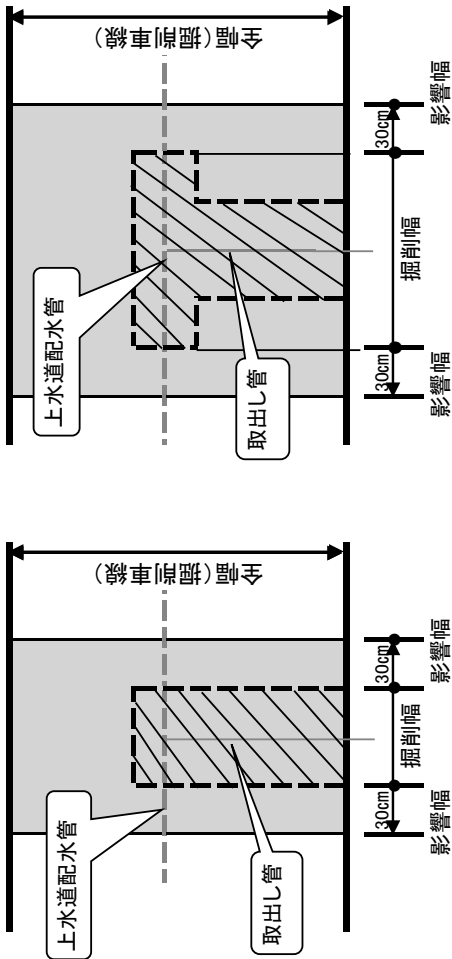


$H=1.0$ (管上(保護砂0.1含む)) + 管外径+0.1 (保護砂) = 1.1m + 管外径

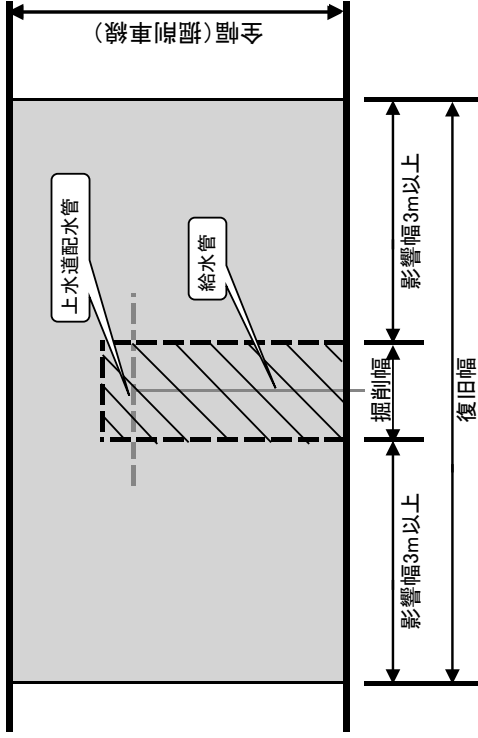
市道舗装本復旧標準図

★竣工後5年未満等の新設舗装道路を掘削した場合の本復旧方法

① 横断掘削



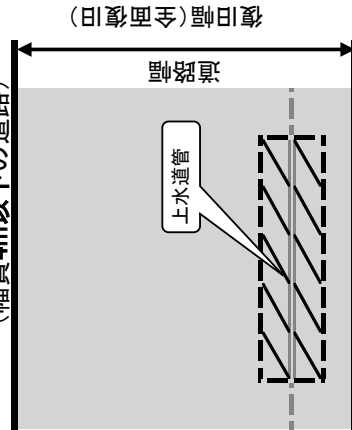
② 横断掘削 2



※道路管理者と協議する。二車線道路で掘削延長が一方の車線の車線の場合は、掘削した車線の全幅で復旧する。

※道路管理者と協議の上、掘削幅より3m以上を影響幅とし全面復旧をする。

③ 縦断掘削 1 (幅員4m以下の道路)

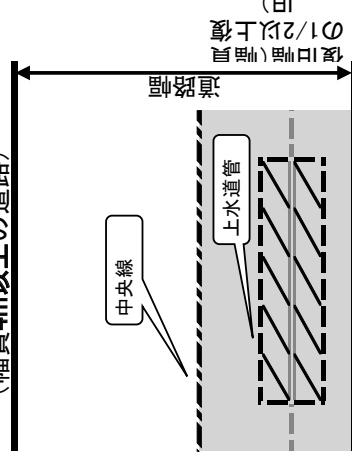


※道路管理者と協議する。



掘削箇所

④ 縦断掘削 2 (幅員4m以上の道路)

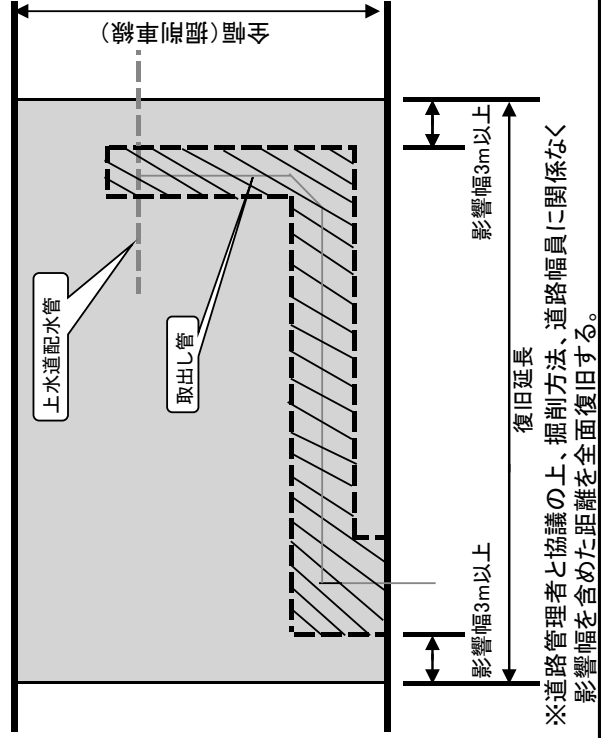


※道路管理者と協議する。



復旧箇所

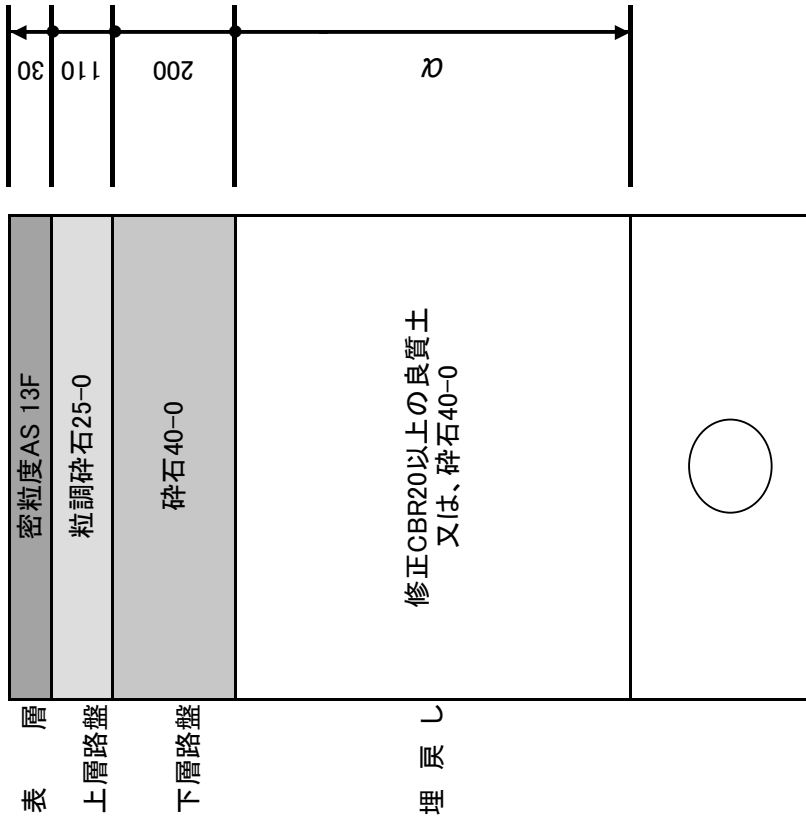
② 縦断掘削



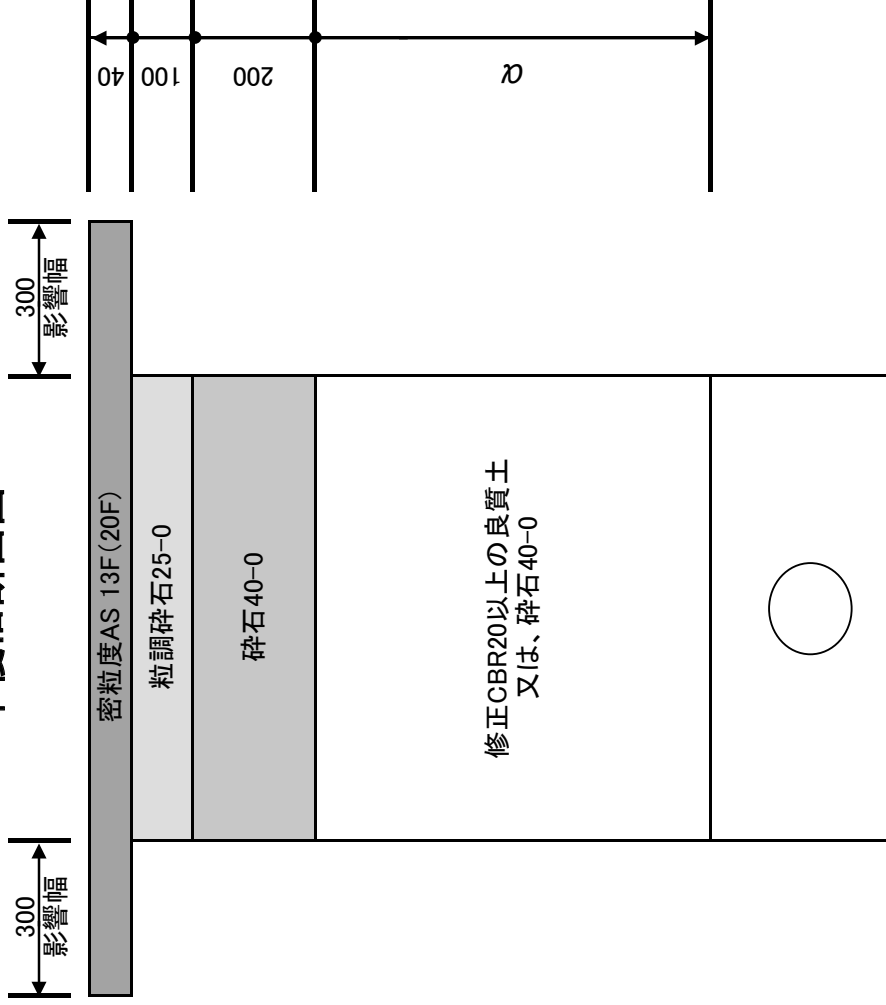
※道路管理者と協議の上、掘削方法、道路幅員、道路幅員に関係なく影響幅を含めた距離を全面復旧する。

「安曇野市 市道掘削跡復旧基準図」

仮復旧断面図



本復旧断面図

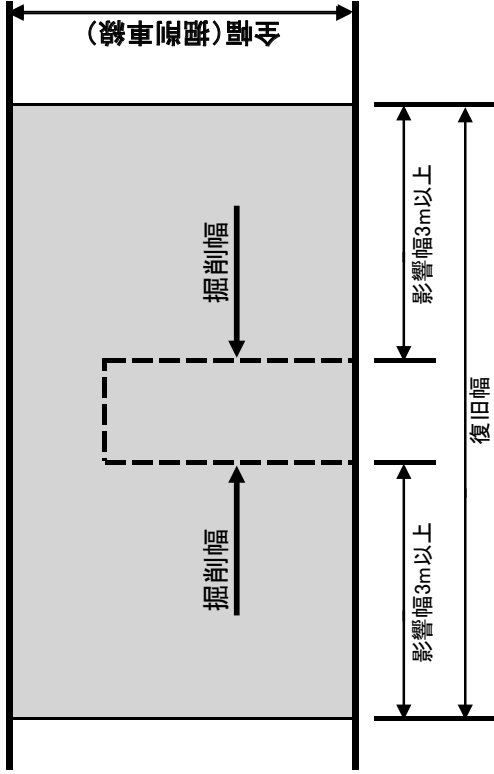


要約

1. 市道を掘削する場合は事前に道路管理者の許可を受け、工事完了後は管理者の指示通り原形に復旧する。
2. 舗装新設、舗装打替え後**5年**間は掘削を原則として許可しない。
3. 要約2に該当する道路を掘削する場合は、道路管理者と協議する。**5年未満**のアスファルト舗装道路を掘削した場合、掘削幅より**前後3m**ずつの延長を影響幅とし全面復旧を行う。
4. 工事における舗装復旧は工事完了後、掘削箇所を仮復旧し3ヶ月の自然転圧期間をおいた後、本復旧を行うこと。（仮復旧幅+前後30cm、平坦性±5mm以内）
5. 路線により路盤構成が異なる場合は管理者の指示に従う。

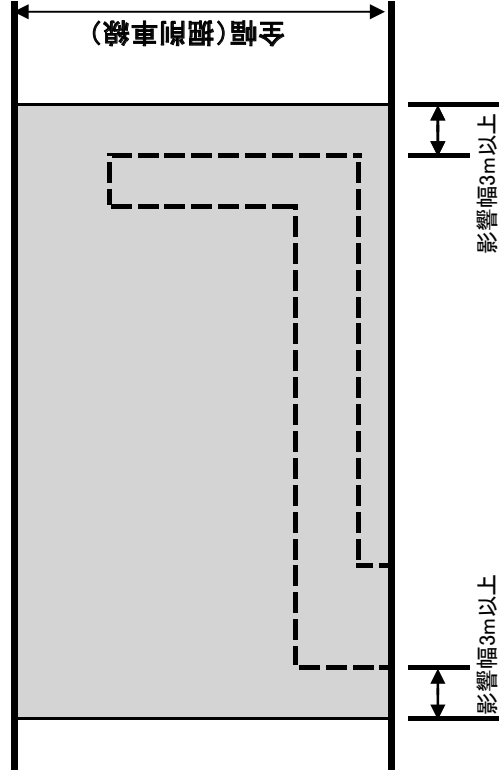
竣工後5年未満等の新設舗装道路を掘削した場合の本復旧方法

① 横断掘削



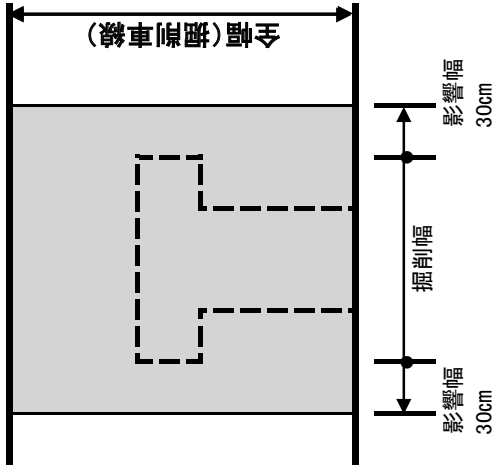
※道路管理者と協議の上、掘削幅より3m以上を影響幅とし全面復旧をする。

② 縦断掘削



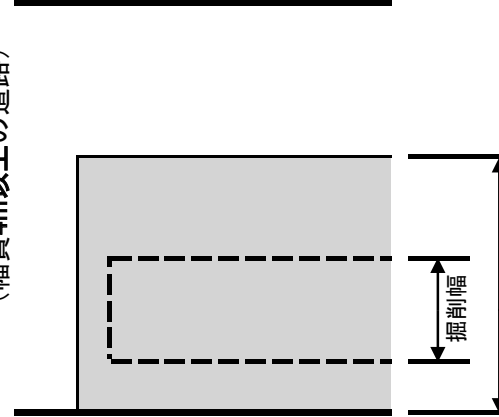
※道路管理者と協議の上、掘削方法、道路幅員に関係なく影響幅を含めた距離を全面復旧する。

② 横断掘削 2



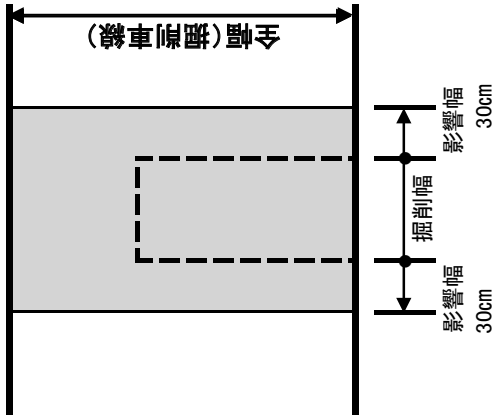
※道路管理者と協議する。二車線道路で掘削延長が一方の車線の車線の場合は、掘削した車線の全幅で復旧する。

④ 縦断掘削 2
(幅員4m以上の道路)

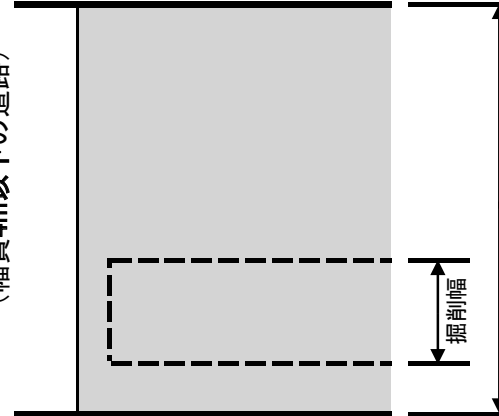


※道路管理者と協議する。

① 横断掘削 1



③ 縦断掘削 1
(幅員4m以下の道路)



※道路管理者と協議する。

◻: 復旧箇所

給水管の取だし口径について

給水装置において、配水管より分岐できる分水栓数を推測把握する場合下記の表を参考にする。

管径均等表

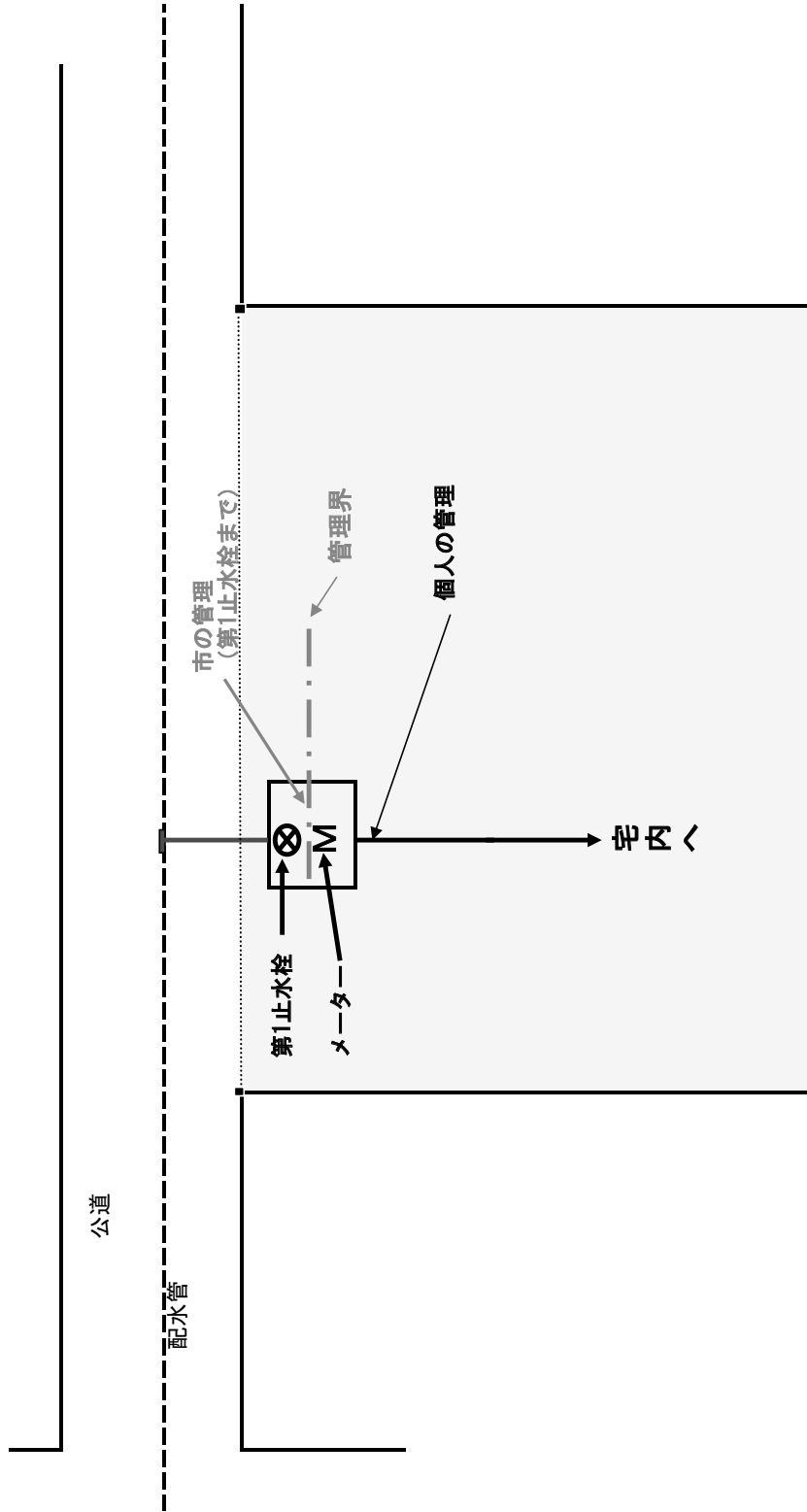
枝管又は水栓 (mm) 主管径 (mm)	φ 13	φ 20	φ 25	φ 30	φ 40	φ 50	φ 75	φ 100	φ 150
13	1								
20	2	1							
25	3.7	1.8	1						
30	7	3.6	2	1					
40	11	5.3	2.9	1.5	1				
50	20	10	5.5	2.7	1.9	1			
75	54	27	15	7	5	2.7	1		
100	107	53	29	15	10	5.3	2	1	
150	297	147	80	40	28	15	5.5	2.8	1

- (注) 1. この表は、管長、水圧及び摩擦係数が同一として計算したものである。
 2. φ25mm管は、φ13mmの3.7本分、また、φ50mmは13mmの20本分に相当することを示す。

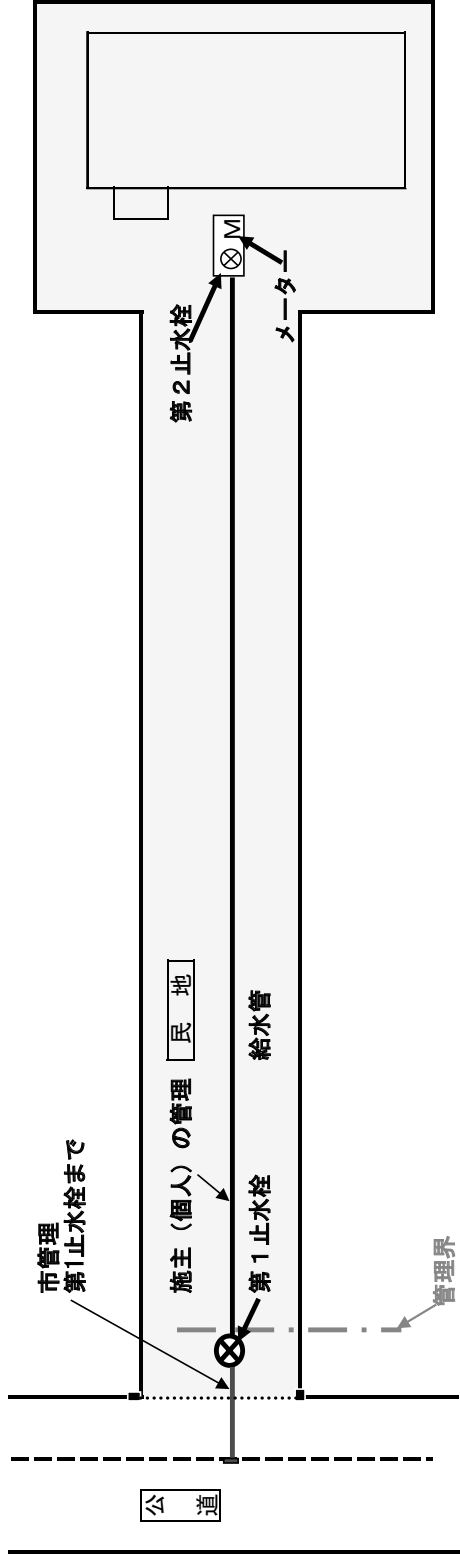
市と所有者との管理区分（修理工事等における対応）

- 1 全面道路より取出し
- 2 第1止水栓があり第2止水栓及びメーターが奥にある。
3. 全面道路に配水管がなく、給水管が長い（公道）一般住宅1戸。
4. 共同住宅、各部屋に量水器（市メーター）を設置。
5. 共同住宅（市営）で各部屋に量水器（市メーター）を設置。
6. 共同住宅で親メーター（市）を設置し各戸は子メーター設置
7. 集合住宅3階建、受水槽設置。

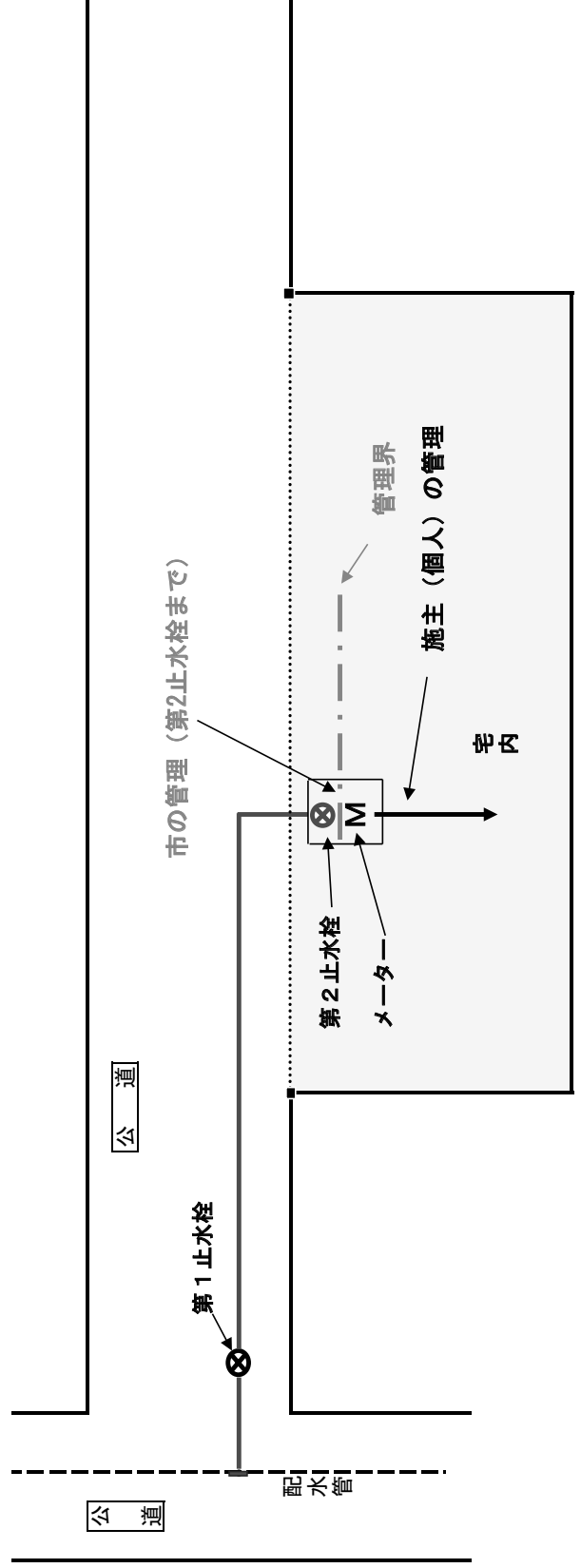
1. 前面道路より取出し



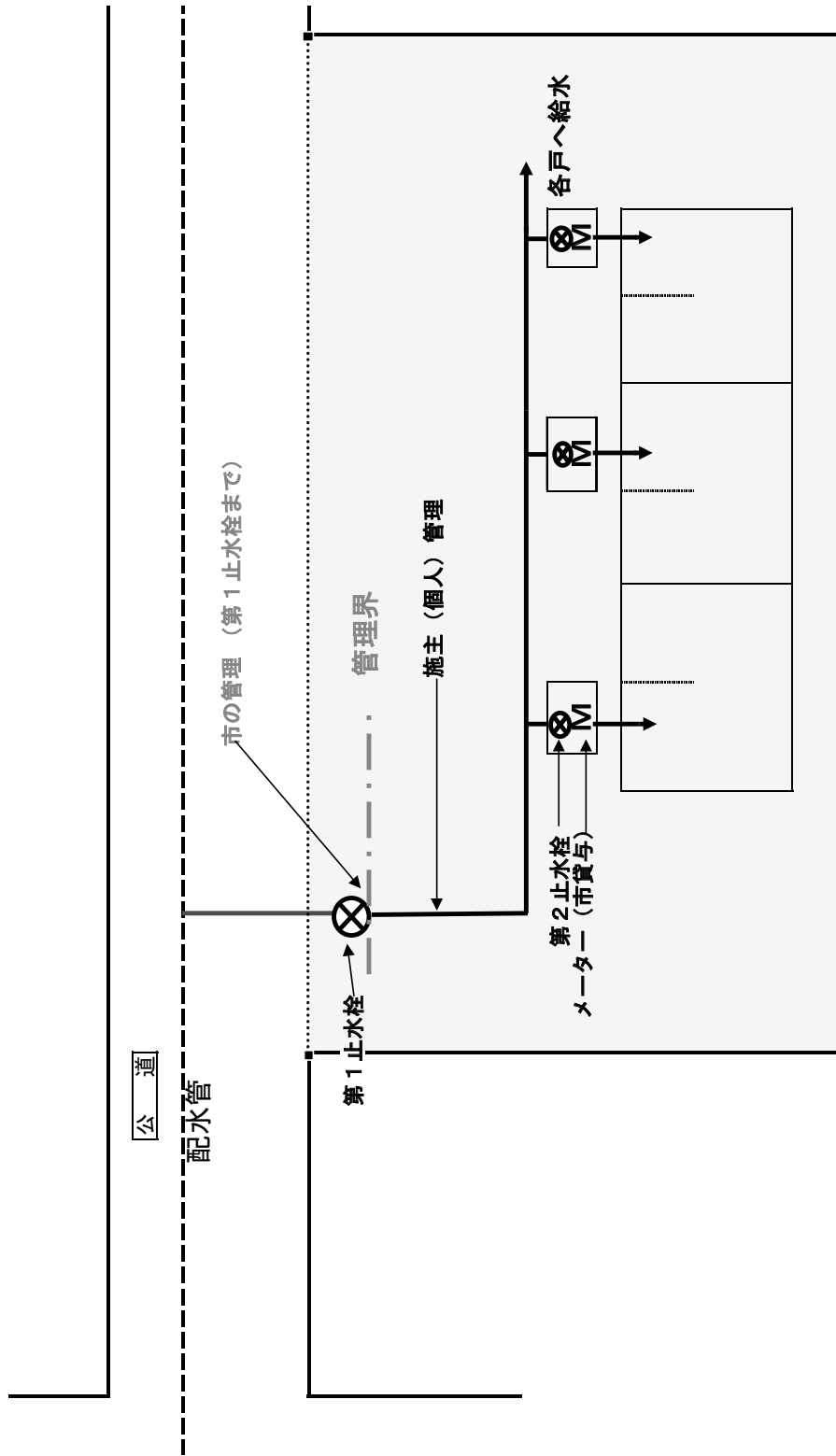
2. 第1止水栓があり第2止水栓及びメーターが奥にある。



3. 全面道路に配水管がなく、給水管が長い(公道)一般住宅1戸。

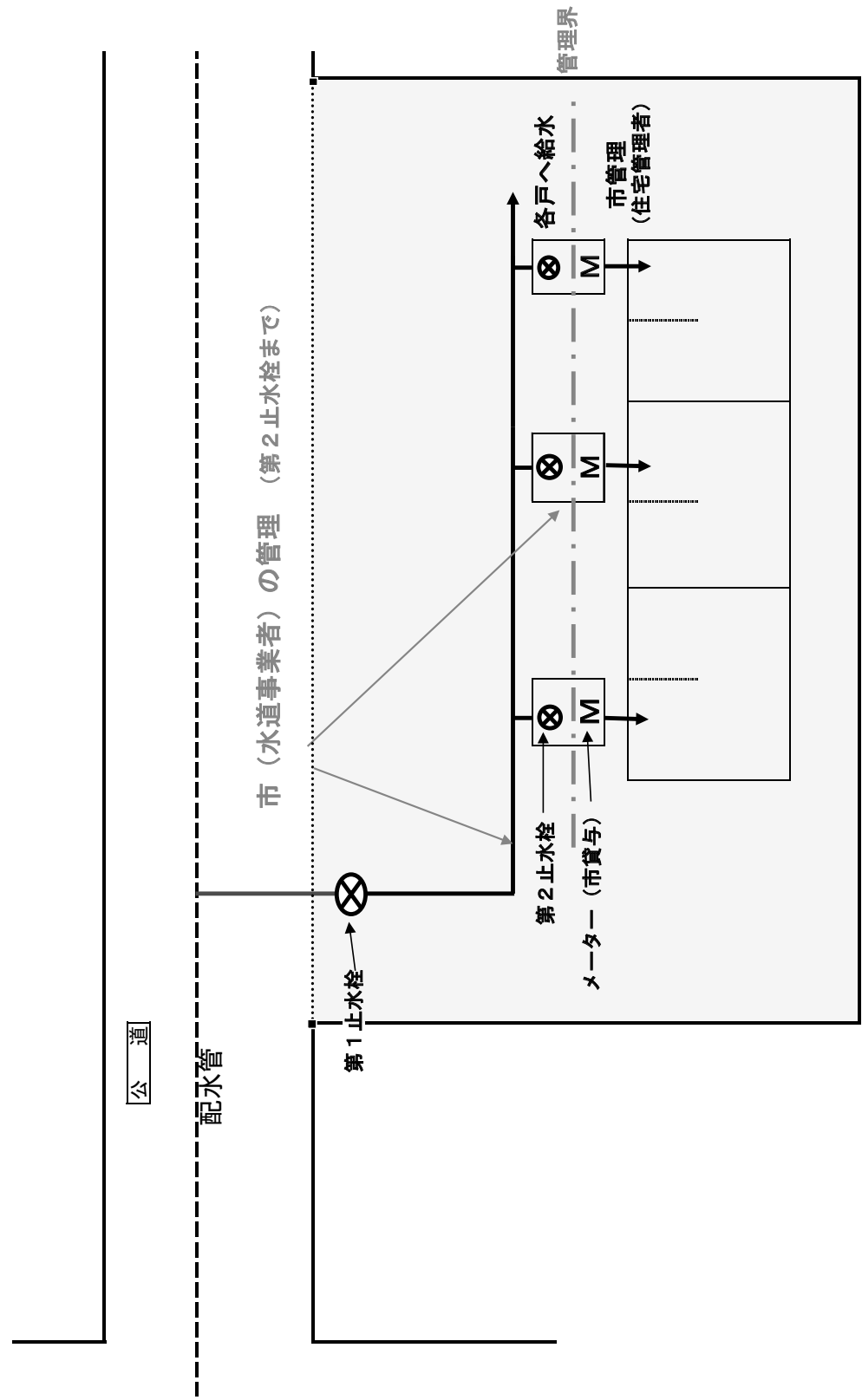


4. 共同住宅、各部屋に量水器（市メーター）を設置。

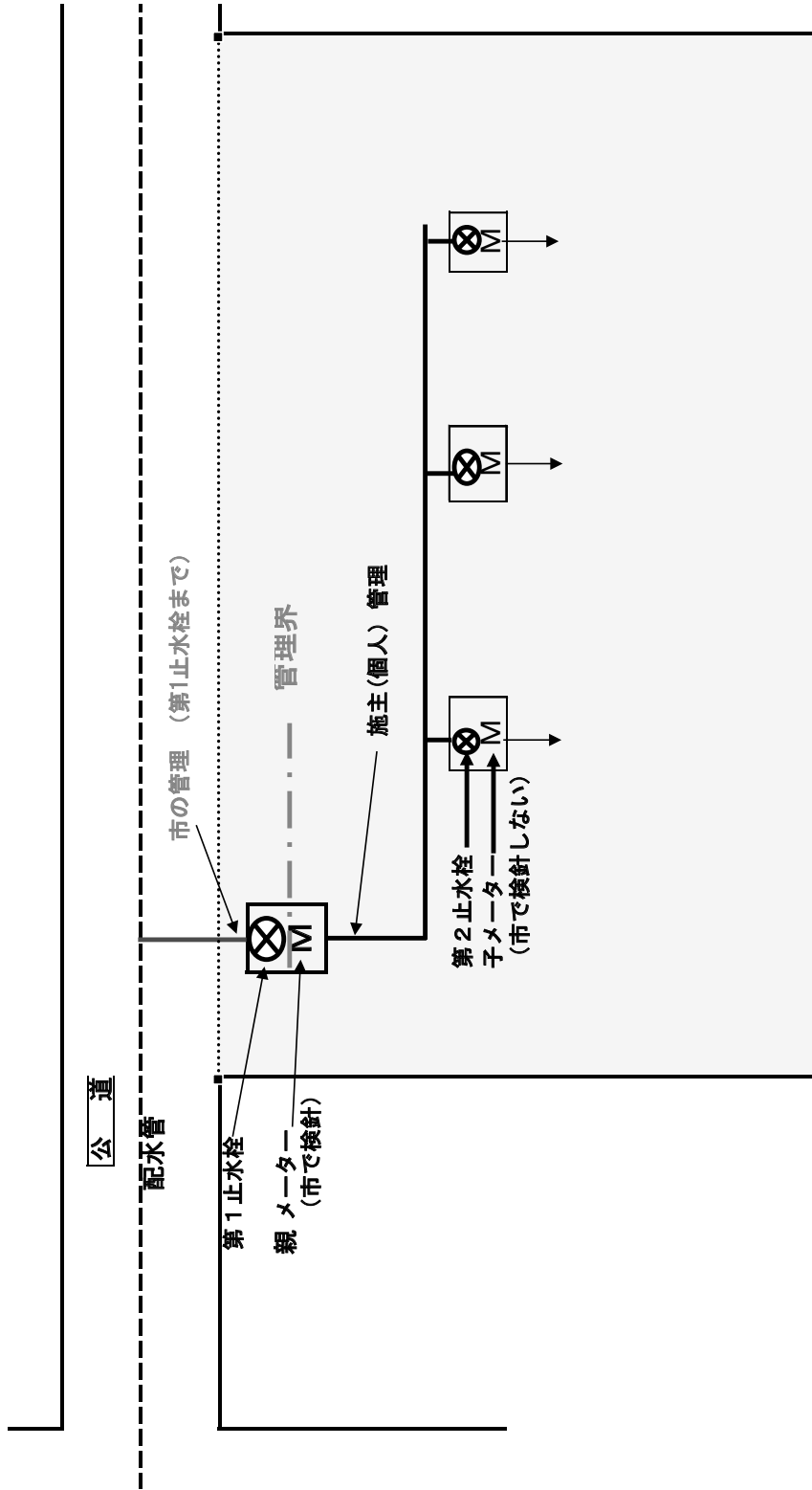


5. 共同住宅（市営）で各部屋に量水器（市メーター）を設置。

注： 共同住宅（市営）=旧町営住宅・旧村営住宅（市営の建築を含む）。



6. 共同住宅で親メーター（市）を設置し各戸は子メーター設置。



7. 集合住宅3階建、受水槽設置。

